

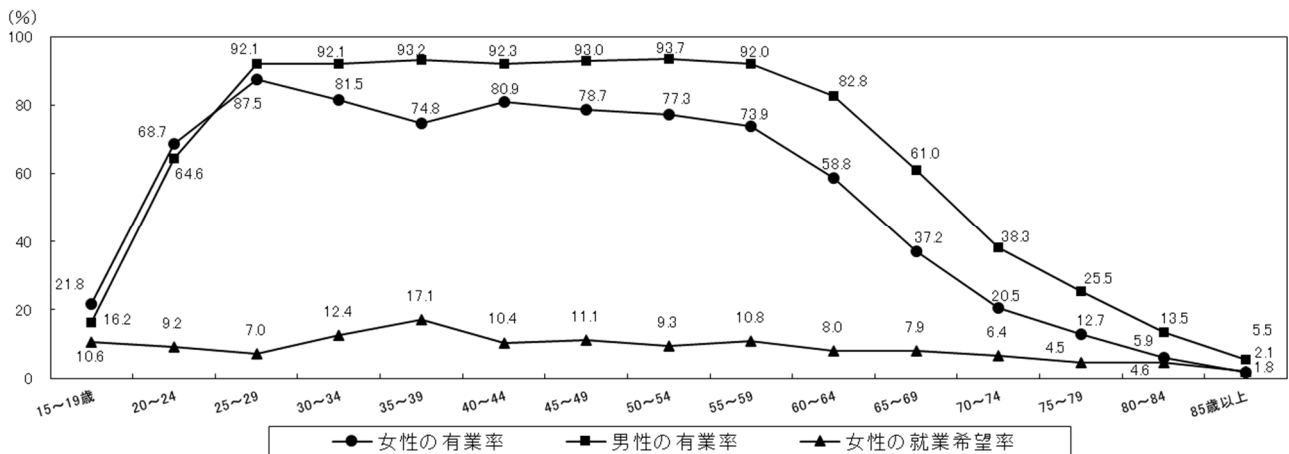
IV 労働

1 労働力率

(1) 男女別有業率・労働力率の推移

女性は30代で有業率が下がり、いわゆる「M字カーブ」を描いています。一方、女性の就業希望率は30歳代後半で高くなっています。男性の有業率は20歳代後半から50歳代までほぼ変わりません。

図表IV-1 年齢階級別、男女別有業率*及び就業希望率(千葉県)

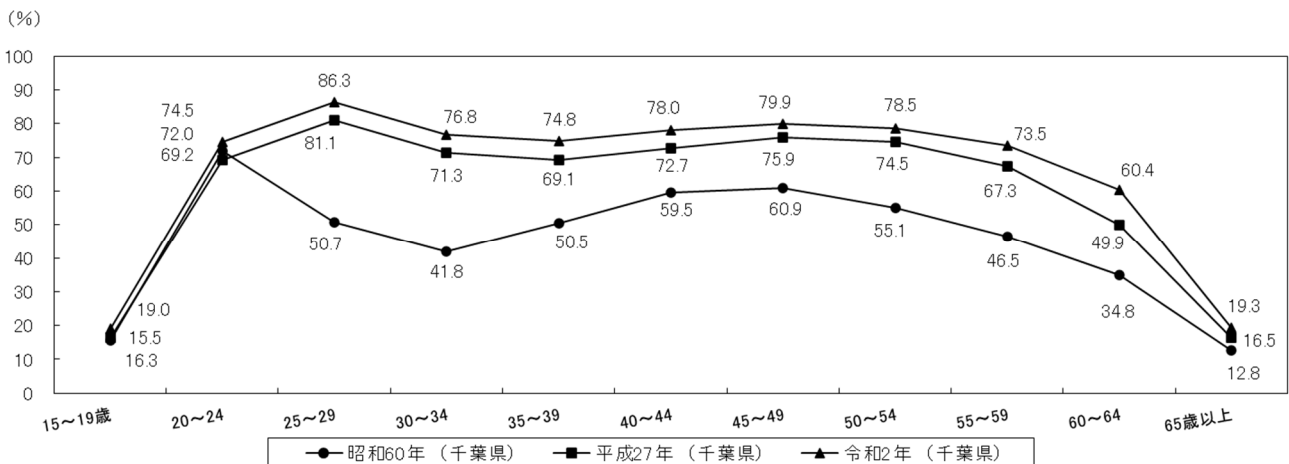


*15歳以上人口に占める有業者の割合のこと。

※有業者:ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる人のこと。

資料出典:総務省「令和4年就業構造基本調査」(令和4年10月1日現在)

図表IV-2 年齢5歳階級別労働力率*の推移(千葉県・女性)



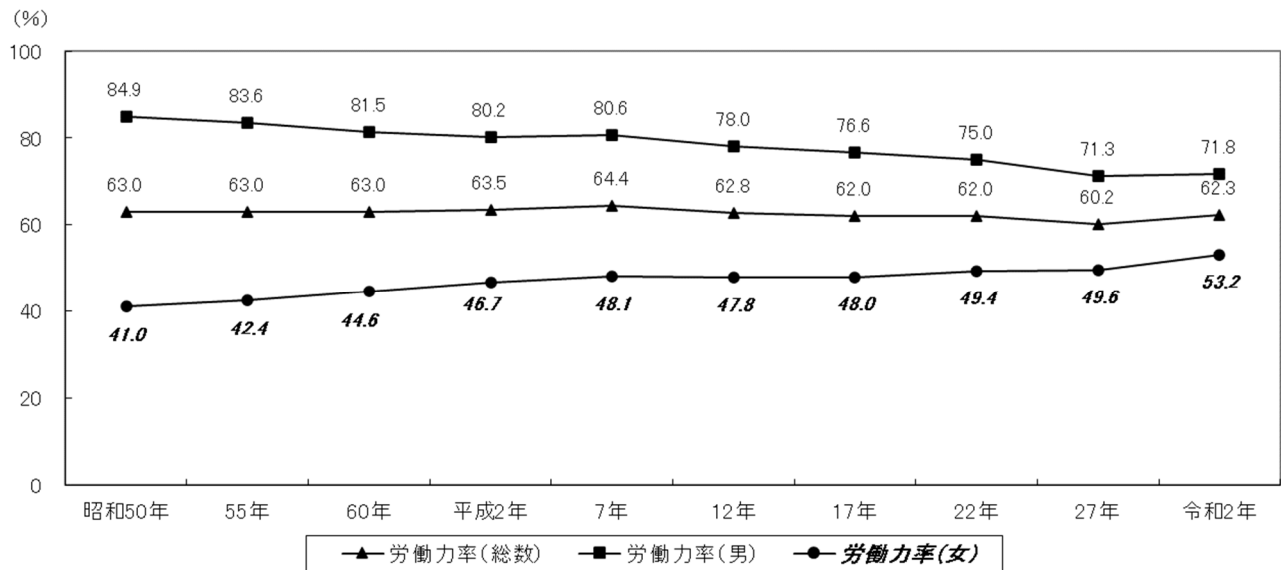
*15歳以上人口に占める労働力人口の割合(分母から労働力状態「不詳」の数を除いて算出している。)

※労働力人口:15歳以上の就業者(休業者も含む。)と完全失業者(調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、仕事を探す活動をしていた者)の合計

資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 IV 労働

図表IV-3 男女別労働力率の推移(千葉県)



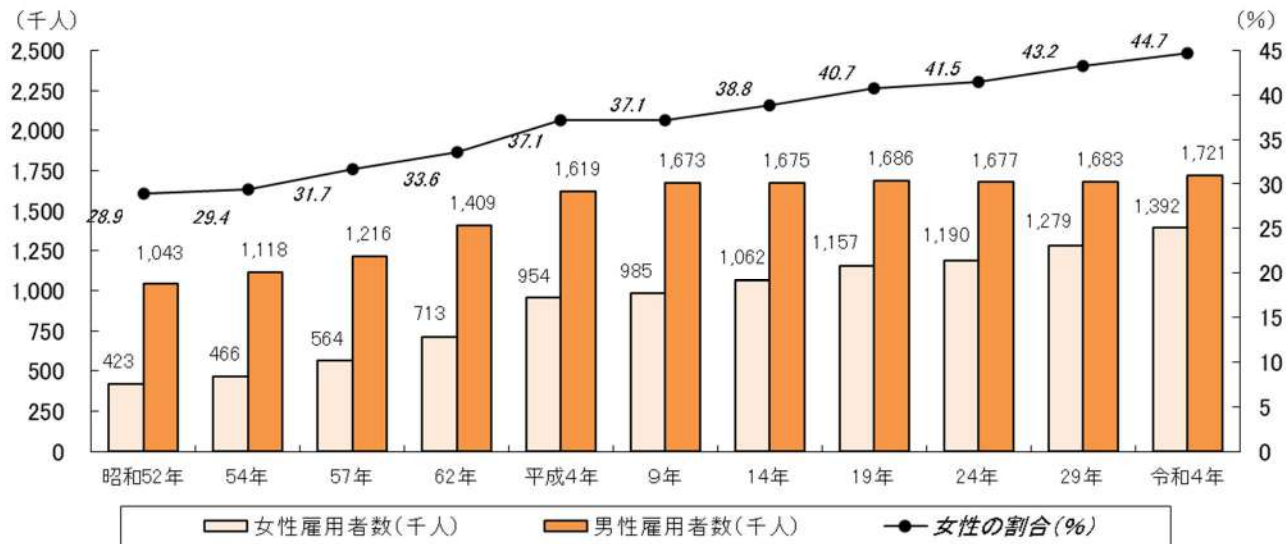
資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(2) 雇用者数の推移

女性の雇用者数は、年々増加しています。

また、雇用者総数に占める女性の割合も、年々増加しています。

図表IV-4 男女別雇用者数の推移及び雇用者総数に占める女性の割合(千葉県)



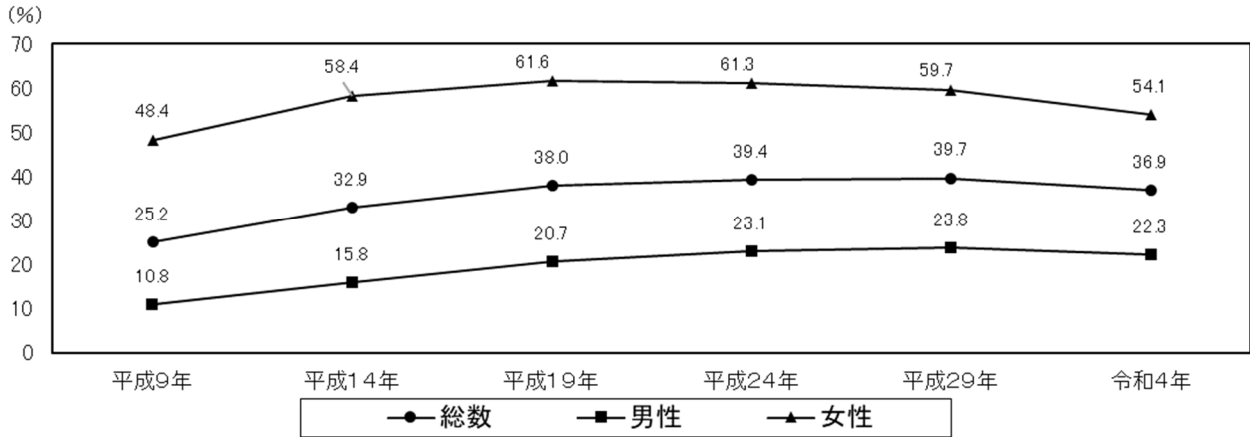
資料出典:総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 IV 労働

(3)非正規の職員・従業員の割合の推移

パートやアルバイトなどの非正規の職員・従業員の割合をみると、総数・男性・女性いずれも緩やかに下降しており、女性は平成29年と比べて5.6ポイント減少しています。

図表IV-5 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合の推移(千葉県)

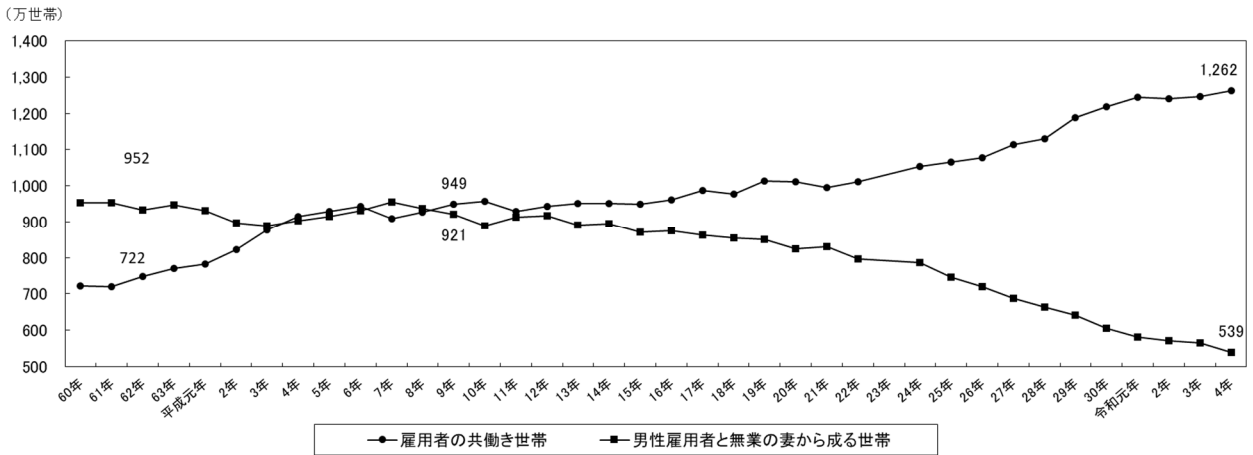


資料出典:総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

(4)共働き世帯数

平成9年以降、共働き世帯数は夫のみ就業世帯数を上回り、その後も徐々に増加しています。

図表IV-6 共働き等世帯数の推移(全国)



資料出典:総務省「労働力調査」(各年平均)

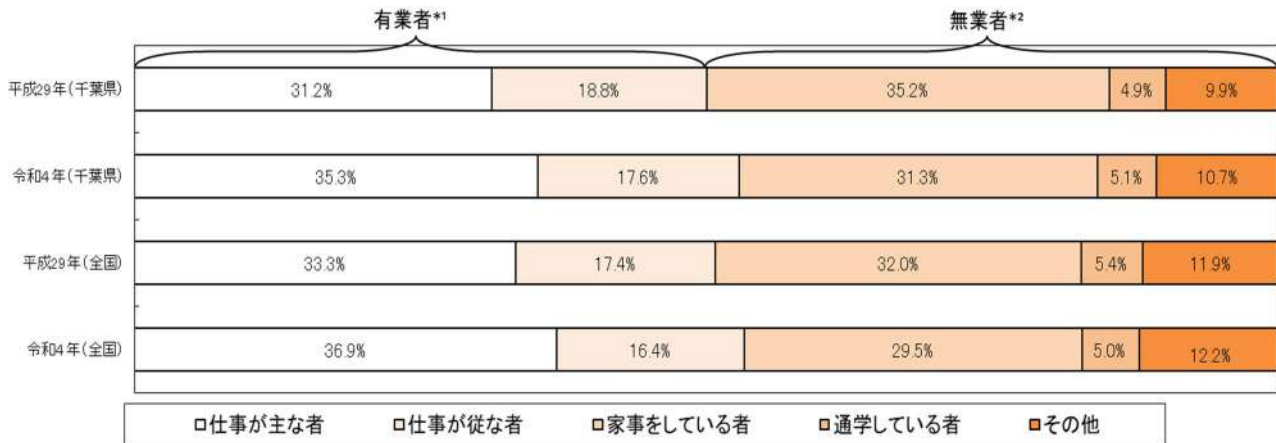
2 労働者の状況

(1) 女性の有業率、無業率

女性の有業率(15歳以上人口に占める有業者の割合)は、平成29年と比べて千葉県、全国ともに上昇しています。

また、平成29年は千葉県で有業率と無業率は同率でしたが、令和4年は有業率が無業率を上回りました。

図表IV-7 女性15歳以上人口の就業状況(千葉県・全国)



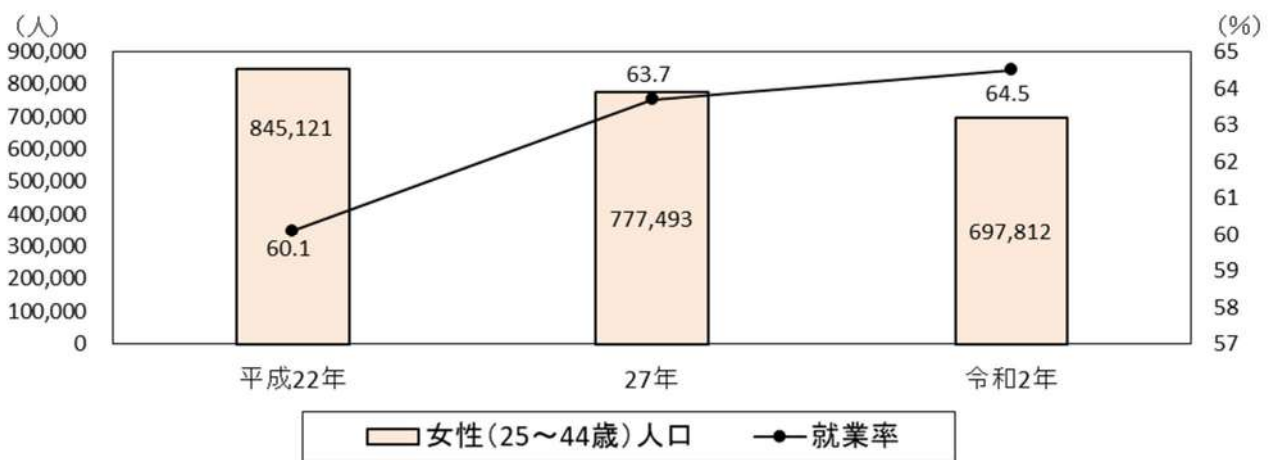
- *1 有業者: 普段収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者、及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者。なお、家族従業者は、収入を得ていなくても、普段の状態として仕事をしていれば有業者としている。
- *2 無業者: 普段収入を得ることを目的として仕事をしていない者、すなわち、普段全く仕事をしていない者及び時々臨時的にしか仕事をしていない者。

資料出典:総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

(2) 女性の就業率

女性(25~44歳)の就業率は、増加傾向となっています。

図表IV-8 女性(25~44歳)の就業率(千葉県)



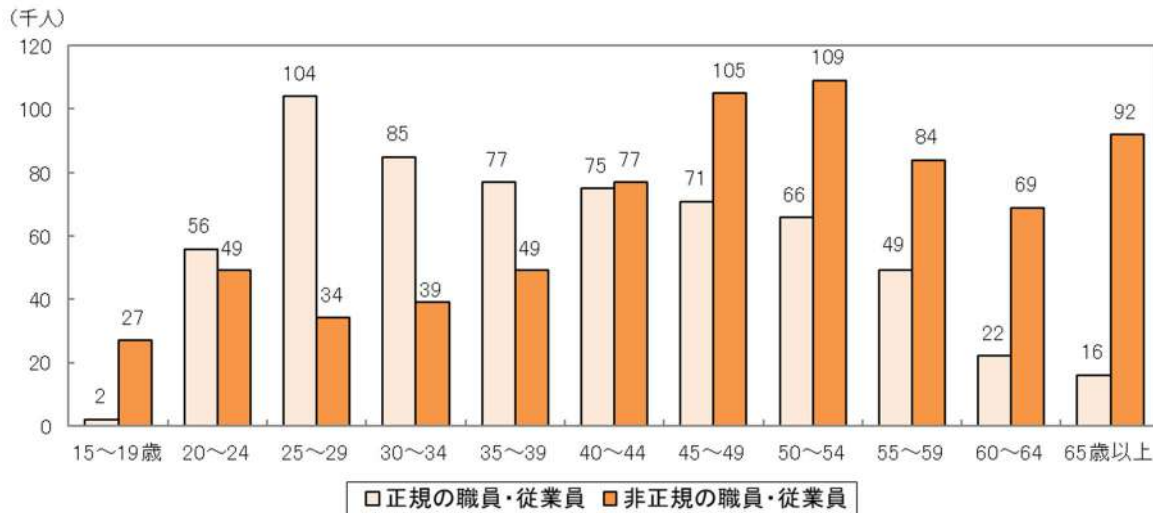
資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 IV 労働

(3) 雇用形態別女性雇用者数

女性の雇用形態としては、30歳代までは正規の職員・従業員が多くなっていますが、40歳代からは非正規の職員・従業員が正規の職員・従業員を上回っています。

図表IV-9 年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県・女性)

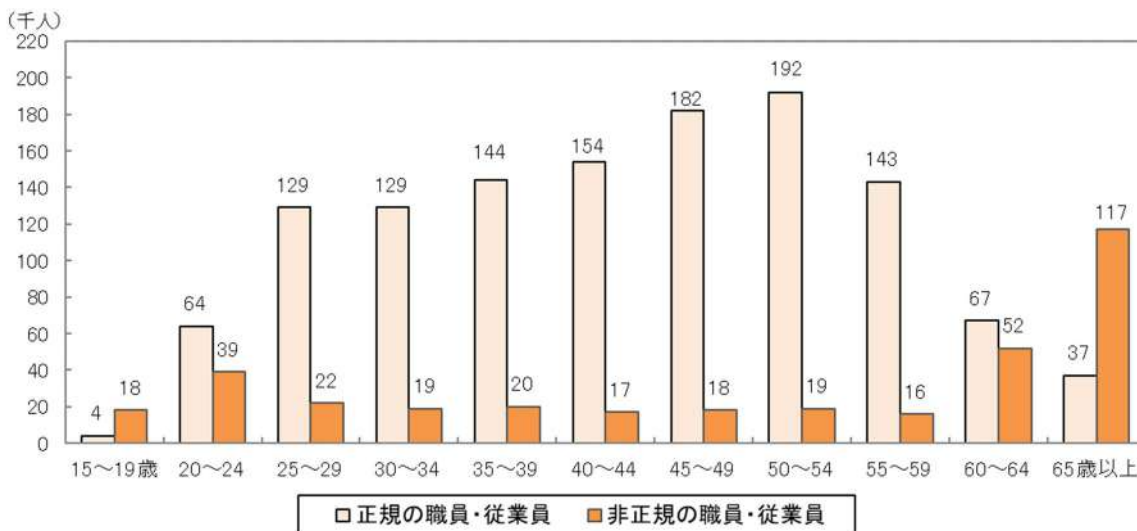


資料出典:総務省「令和4年就業構造基本調査」(令和4年10月1日現在)

(4) 雇用形態別男性雇用者数

男性については、50歳代までは正規の職員・従業員が圧倒的に多く、女性との雇用形態の違いが明らかです。

図表IV-10 年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県・男性)



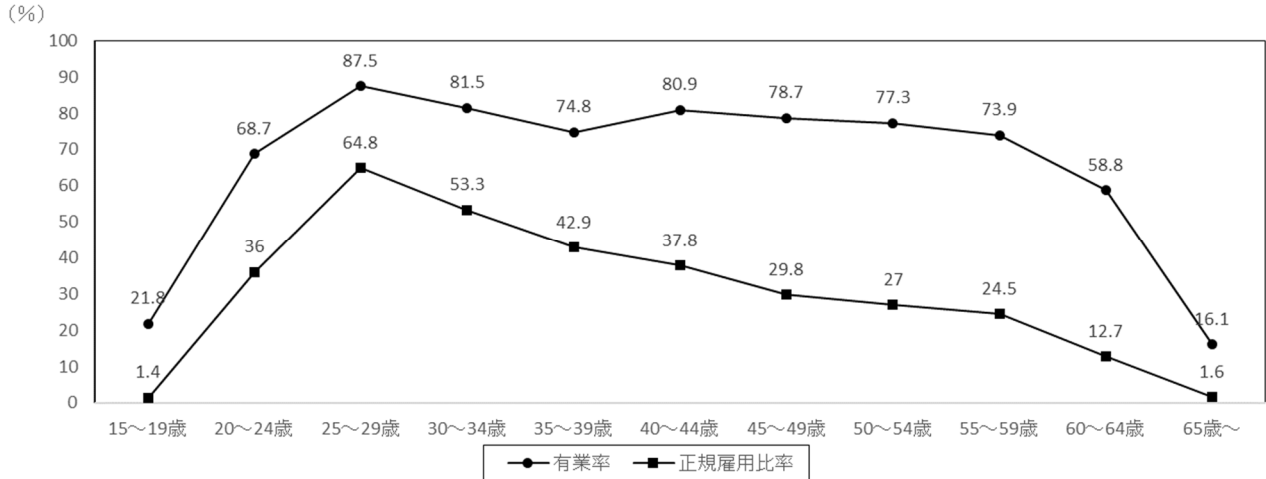
資料出典:総務省「令和4年就業構造基本調査」(令和4年10月1日現在)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 IV 労働

(5) 女性の年齢階級別正規雇用比率

女性の年齢階級別正規雇用比率は25～29歳の64.8%をピークに低下する、「L字カーブ」を描いています。

図表IV-11 女性の年齢階級別正規雇用比率*(千葉県)



※有業率:15歳以上人口に占める有業者の割合

※正規雇用比率:15歳以上人口に占める正規雇用者数の割合

資料出典:総務省「令和4年度就業構造基本調査」(令和4年10月1日現在)により作成。

(6) 女性の従業上の地位

「国勢調査」によると、千葉県内の女性の就業者の従業上の地位は男性に比べて自営業主、役員が少なく、家族従業者、家庭内職者が多くなっています。

図表IV-12 従業上の地位別・男女別就業者数の推移 (千葉県)

(単位:人、%)

	平成27年					令和2年				
	女性	割合 ^{*1}	男性	割合 ^{*1}	計	女性	割合 ^{*1}	男性	割合 ^{*1}	計
自営業主 ^{*2}	47,895	4.1	157,557	9.9	205,452	49,117	4.0	144,227	9.2	193,344
役員	28,478	2.4	105,098	6.6	133,576	31,115	2.5	113,579	7.3	144,694
家族従業者	57,927	4.9	17,152	1.1	75,079	48,150	3.9	13,249	0.8	61,399
雇用者	1,042,976	88.4	1,312,265	82.4	2,355,241	1,108,625	89.5	1,291,069	82.6	2,399,694
家庭内職者	2,521	0.2	374	0.0	2,895	2,237	0.2	367	0.0	2,604
就業者計 ^{*3}	1,179,797	100.0	1,592,446	100.0	2,772,243	1,239,244	100.0	1,562,491	100.0	2,801,735

*1 割合は千葉県が算出。

*2 自営業主は「雇人のある業主」と「雇人のない業主」の合計。

*3 従業上の地位「不詳」を除く。

資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

3 労働条件

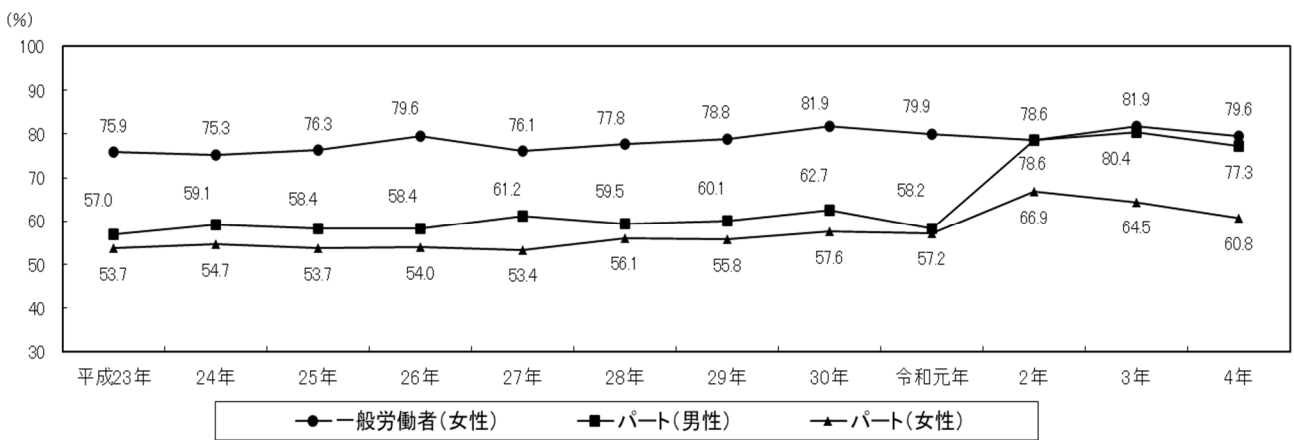
(1)賃金

パートタイム(短時間)労働者を除く女性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額は、男性一般労働者の79.6%となっており、依然低い状況です。

また、パートタイム(短時間)労働者間においても男性と比べて、女性の方が低くなっています。

注)令和元年調査までは、医師、教員等の一部の職種に該当する短時間労働者で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超える者を除外して集計していましたが、令和2年調査からは、短時間労働者の全体像を把握するという観点から、職種や賃金による除外を行わず、短時間労働者全体を集計対象としています。

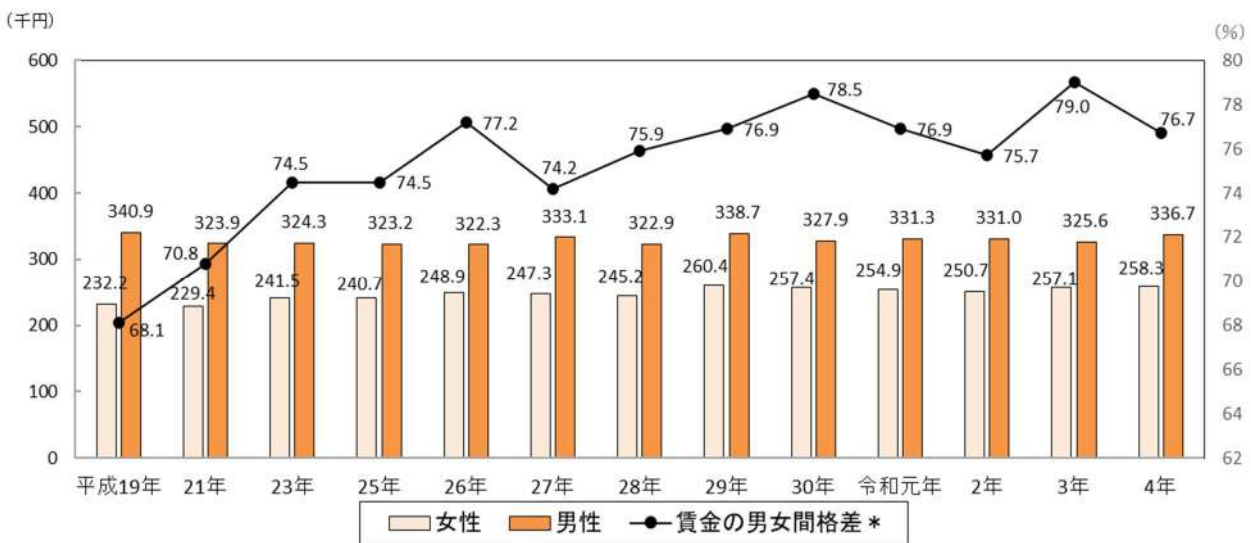
図表IV-13 男女別労働者の1時間当たり平均所定内給与額格差(千葉県)



※給与の指数は、男性一般労働者の1時間当たり平均所定額を100として、各区分の1時間当たりの平均所定内給与額の水準を算出したもの。

資料出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

図表IV-14 男女別雇用者の所定内給与額の推移と賃金の男女間格差の推移(千葉県)



※賃金の男女間格差は、男性を100とした場合の女性の割合。

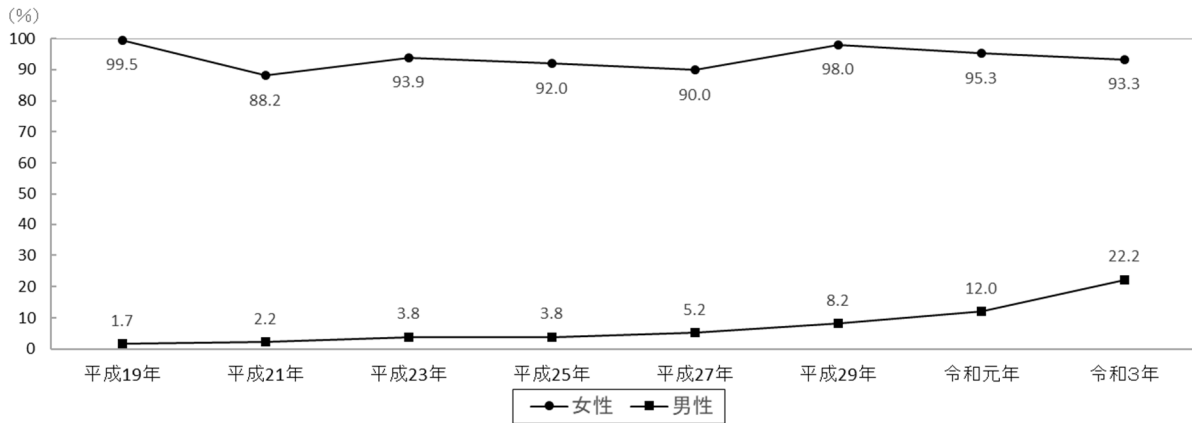
資料出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 IV 労働

(2) 育児休業制度の状況

県の調査によると、事業所における育児休業取得状況は、女性は平成23年以降90%を超える取得率が続いています。男性は年々増加しているものの、2割程度です。

図表IV-15 調査対象事業所における育児休業の取得状況(千葉県)



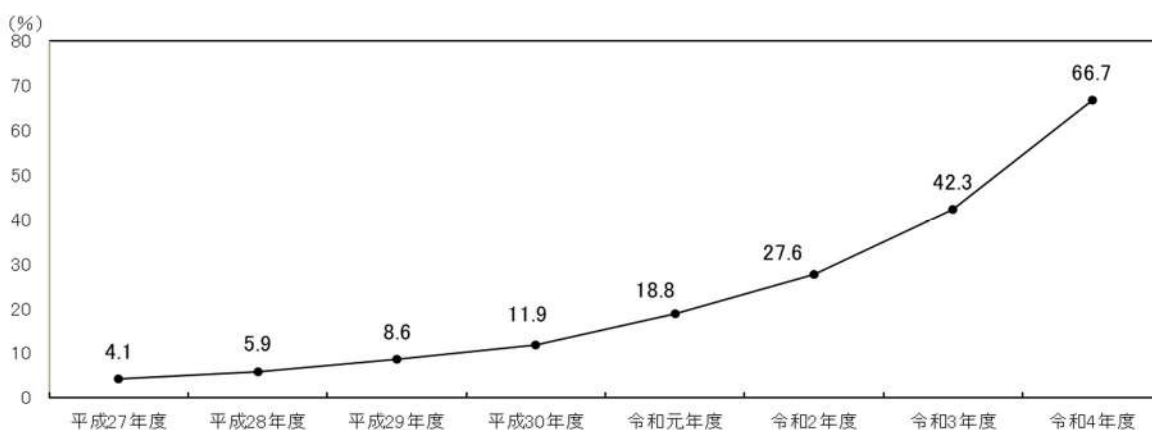
資料出典:千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(令和4年1月)

図表IV-16 男女別育児休業取得率(全国)

	本人または配偶者が出産した 従業員の育児休業取得率	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
女性	出産した者に占める割合	81.5%	81.8%	83.2%	82.2%	83.0%	81.6%	85.1%	80.2%
男性	配偶者が出産した者に占める割合	2.65%	3.16%	5.14%	6.16%	7.48%	12.65%	13.97%	17.13%

資料出典:厚生労働省「雇用均等基本調査」

図表IV-17 県職員における男性の育児休業の取得率(千葉県)



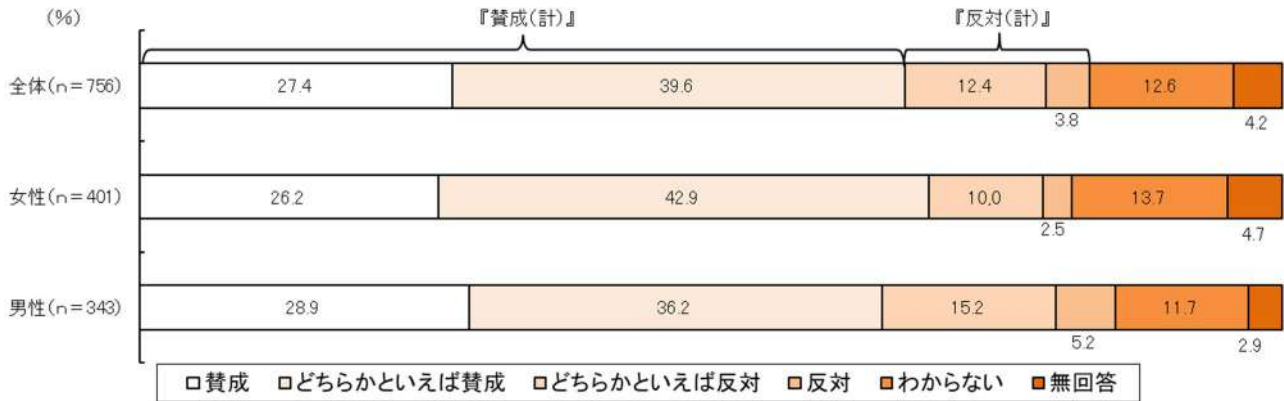
資料出典:特定事業主行動計画策定主体(千葉県知事、千葉県議会議長、千葉県選挙管理委員会、千葉県代表監査委員、千葉県人事委員会、千葉海区漁業調整委員会、千葉県企業局長、千葉県病院局長)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づく特定事業行動計画の実施状況の公表及び同法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報公表」

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 IV 労働

県民意識調査において、男性の育児休業取得の義務化についての考えを聞いたところ、『賛成(計)』が67.0%、『反対(計)』が16.2%となっており、『賛成(計)』が『反対(計)』を大きく上回っています。

性別でみると、『反対(計)』は男性が女性よりも7.9ポイント高くなっています。

図表IV-18 男性の育児休業取得の義務化についての考え(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、男性の育児休業取得の義務化に賛成する理由・反対する理由を聞いたところ、賛成する理由は、「女性の子育てに対する負担が軽くなると思うから」が77.3%で最も高く、次いで「子育ては夫婦で行うものだと思うから」が75.5%、「義務化すると取りやすい雰囲気ができるから」が68.2%となっています。

男性の育児休業取得の義務化に反対する理由は、「義務ではなく、夫婦の選択・判断で行うべき」が81.3%で最も高く、次いで「同僚への負担が増えるから」が43.1%、「収入が減少するから」が34.1%となっています。

図表IV-19 男性の育児休業取得の義務化に賛成する理由・反対する理由(千葉県)

<賛成>

n=506(複数回答可)

順位	賛成する理由	件数	(%)
1	女性の子育てに対する負担が軽くなると思うから	391	77.3
2	子育ては夫婦で行うものだと思うから	382	75.5
3	義務化すると、取りやすい雰囲気ができるから	345	68.2

<反対>

n=123(複数回答可)

順位	反対する理由	件数	(%)
1	義務ではなく、夫婦の選択・判断で行うべき	100	81.3
2	同僚への負担が増えるから	53	43.1
3	収入が減少するから	42	34.1

資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

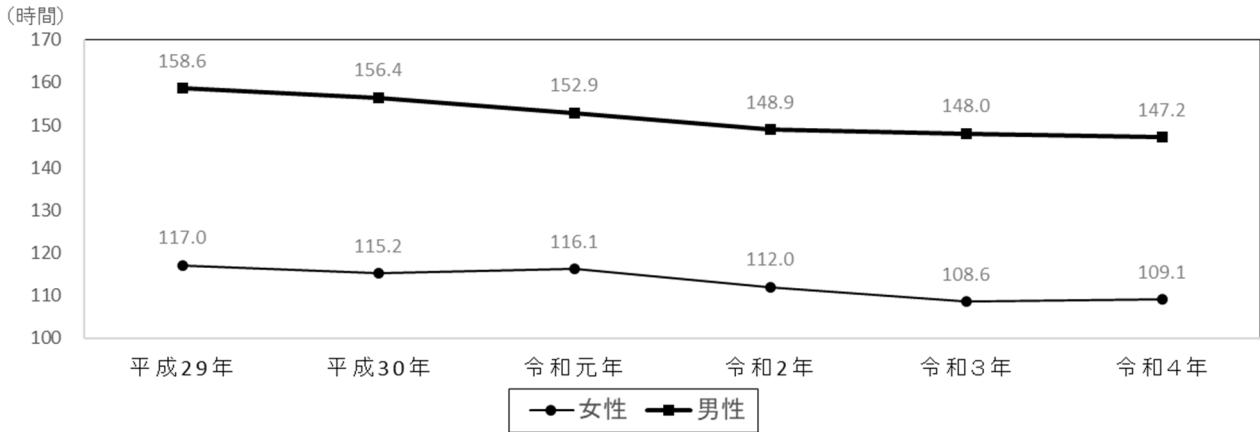
第1部 千葉県における男女共同参画の状況 IV 労働

(3)労働時間・有給休暇

常用労働者の1人平均月間労働時間は、男女ともに概ね減少傾向にあります。

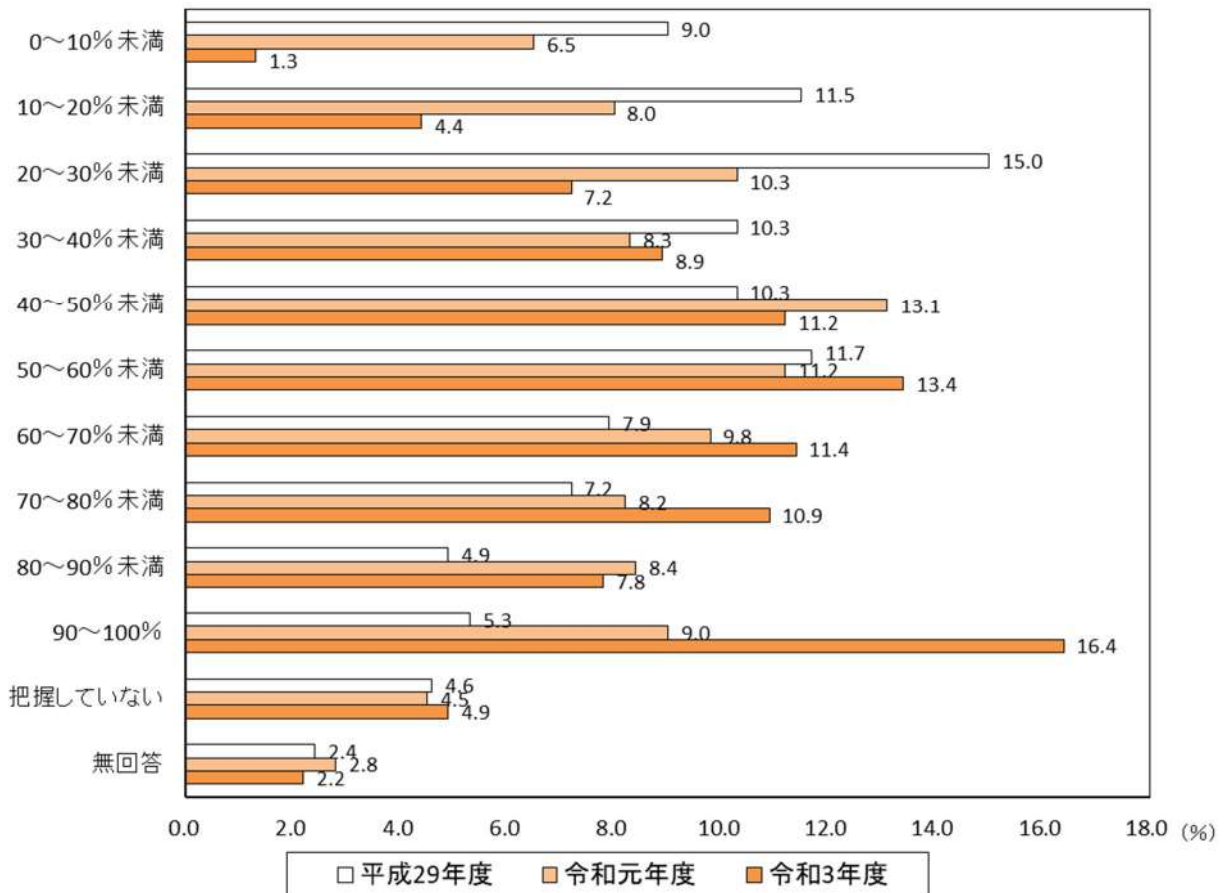
また、従業員の年次有給休暇の平均取得率は、「0～30%未満」が減少傾向となっています。

図表IV-20 常用労働者1人平均月間労働時間(千葉県)



資料出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

図表IV-21 従業員の年次有給休暇の平均取得率(千葉県)



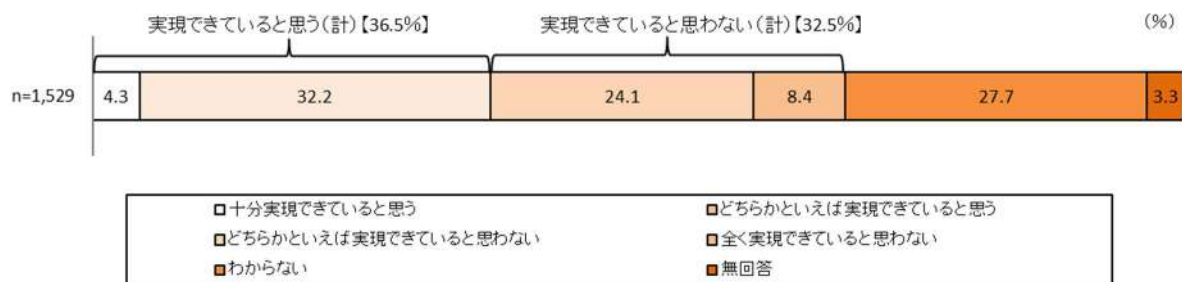
資料出典:千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(令和4年1月)

4 ワーク・ライフ・バランスの実現(働き方の見直し)

(1)ワーク・ライフ・バランスの実現度

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現度を調査したところ、「十分実現できていると思う」(4.3%)と「どちらかといえば実現できていると思う」(32.2%)を合わせた『実現できている(計)』が、36.5%となっています。一方、「どちらかといえば実現できていると思わない」(24.1%)と「全く実現できていると思わない」(8.4%)を合わせた『実現できていると思わない(計)』が32.5%でした。

図表IV-22 ワーク・ライフ・バランスの実現度(千葉県)



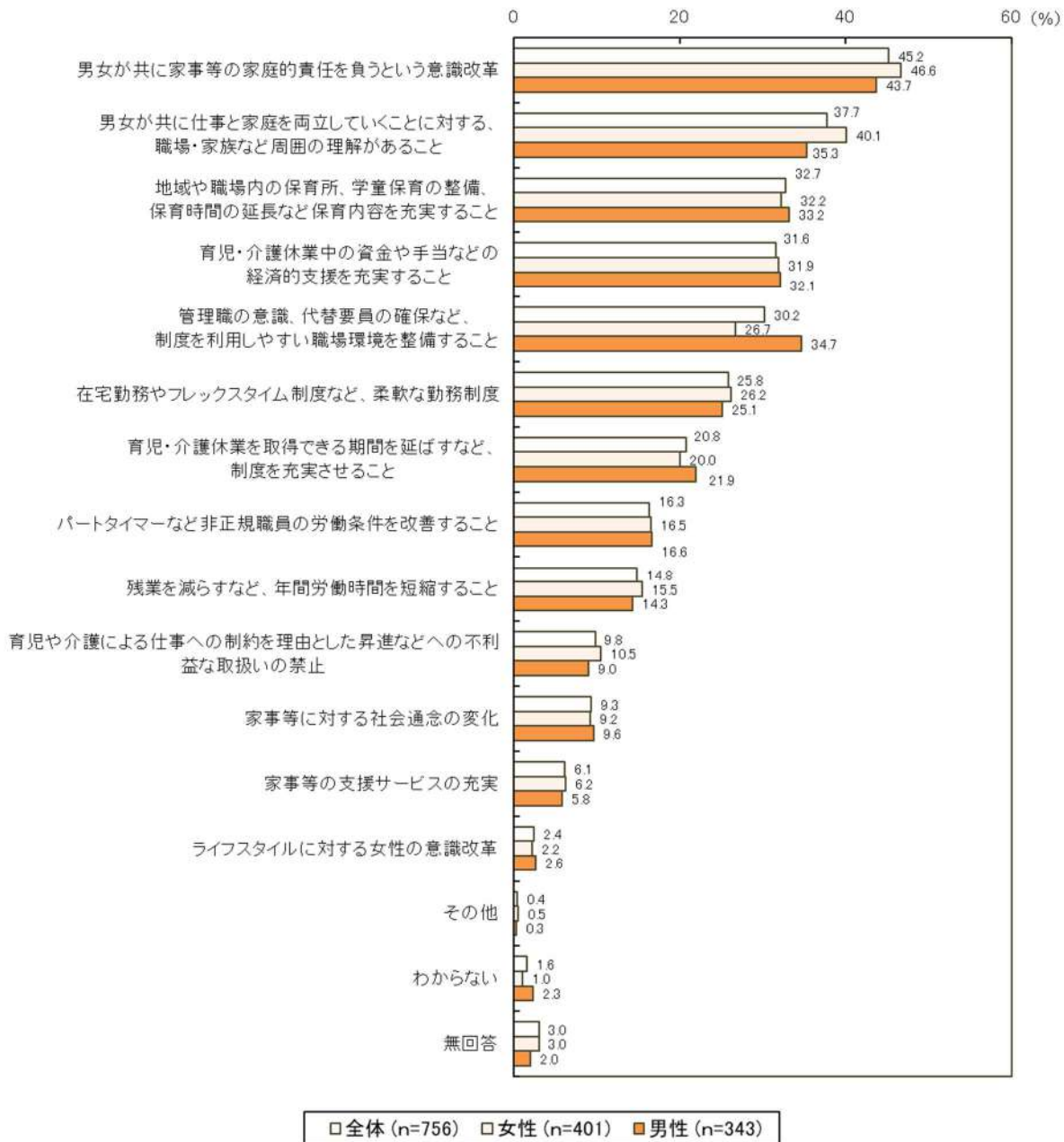
資料出典:千葉県「第61回県政に関する世論調査」(令和2年度)

(2) 仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備

県民意識調査において、仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備を聞いたところ、「男女が共に家事等の家庭的責任を負うという意識改革」が 45.2%で最も高く、次いで「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対する、職場・家族など周囲の理解があること」が 37.7%、「地域や職場内の保育所、学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること」が 32.7%となっています。

性別でみると、「管理職の意識、代替要員の確保など、制度を利用しやすい職場環境を整備すること」は男性が女性よりも 8.0 ポイント高くなっています。一方、「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対する、職場・家族など周囲の理解があること」は女性が男性よりも 4.8 ポイント高くなっています。

図表IV-23 仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年 11 月)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 IV 労働

県民意識調査において、職場が有給休暇、育児・介護休業の取りやすい環境か聞いたところ、『取りやすい(計)』は、どの休暇・休業も女性社員・女性職員が男性社員・男性職員よりも高くなっており、全体では、女性社員・女性職員は、「(ア)有給休暇」が51.2%、「(イ)育児休業」が43.4%、「(ウ)介護休業」が30.8%、男性社員・男性職員は、「(ア)有給休暇」が44.2%、「(イ)育児休業」が20.8%、「(ウ)介護休業」が21.1%となっています。『取りにくい(計)』は、男性社員・男性職員の、「(イ)育児休業」が34.1%、「(ウ)介護休業」が30.8%となっています。

図表IV-24 有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ(千葉県)

【男性社員・男性職員】

		『取りやすい(計)』				『取りにくい(計)』				(%)
		『どちらかといえば取りやすい』		『どちらかといえば取りにくい』		『取りにくい』		『わからない』		
(ア)有給休暇	全体(n=399)	23.6		20.6		10.8	12.8	6.5	25.8	
	女性(n=189)	16.9		15.3	7.9	7.9	9.5	42.3		
	男性(n=210)	29.5		25.2		13.3	17.1	3.8	11.0	
(イ)育児休業	全体(n=399)	8.5	12.3	11.0	23.1		18.5		26.6	
	女性(n=189)	4.8	10.1	8.5	15.9	18.0		42.9		
	男性(n=210)	11.9	14.3	13.3	29.5		19.0		11.9	
(ウ)介護休業	全体(n=399)	8.8	12.3	10.0	20.8		21.6		26.6	
	女性(n=189)	4.2	7.9	8.5	14.3	21.7		43.4		
	男性(n=210)	12.9	16.2	11.4	26.7		21.4		11.4	

□ 取りやすい □ どちらかといえば取りやすい □ どちらかといえば取りにくい □ 取りにくい □ わからない ■ 無回答

【女性社員・女性職員】

		『取りやすい(計)』				『取りにくい(計)』				(%)	
		『どちらかといえば取りやすい』		『どちらかといえば取りにくい』		『取りにくい』		『わからない』			
(ア)有給休暇	全体(n=399)	26.6		24.6		7.8	9.0	5.8	26.3		
	女性(n=189)	30.7		29.6		9.5	11.6	6.3	12.2		
	男性(n=210)	22.9		20.0		6.2	6.7	5.2	39.0		
(イ)育児休業	全体(n=399)	23.1		20.3		7.5	8.3	13.3		27.6	
	女性(n=189)	24.9		22.8		10.1	9.0	18.5		14.8	
	男性(n=210)	21.4		18.1	5.2	7.6	8.6	39.0			
(ウ)介護休業	全体(n=399)	13.5	17.3	9.3	11.3	20.8		27.8			
	女性(n=189)	13.2	16.9	12.2	13.2	29.1			15.3		
	男性(n=210)	13.8	17.6	6.7	9.5	13.3	39.0				

□ 取りやすい □ どちらかといえば取りやすい □ どちらかといえば取りにくい □ 取りにくい □ わからない ■ 無回答

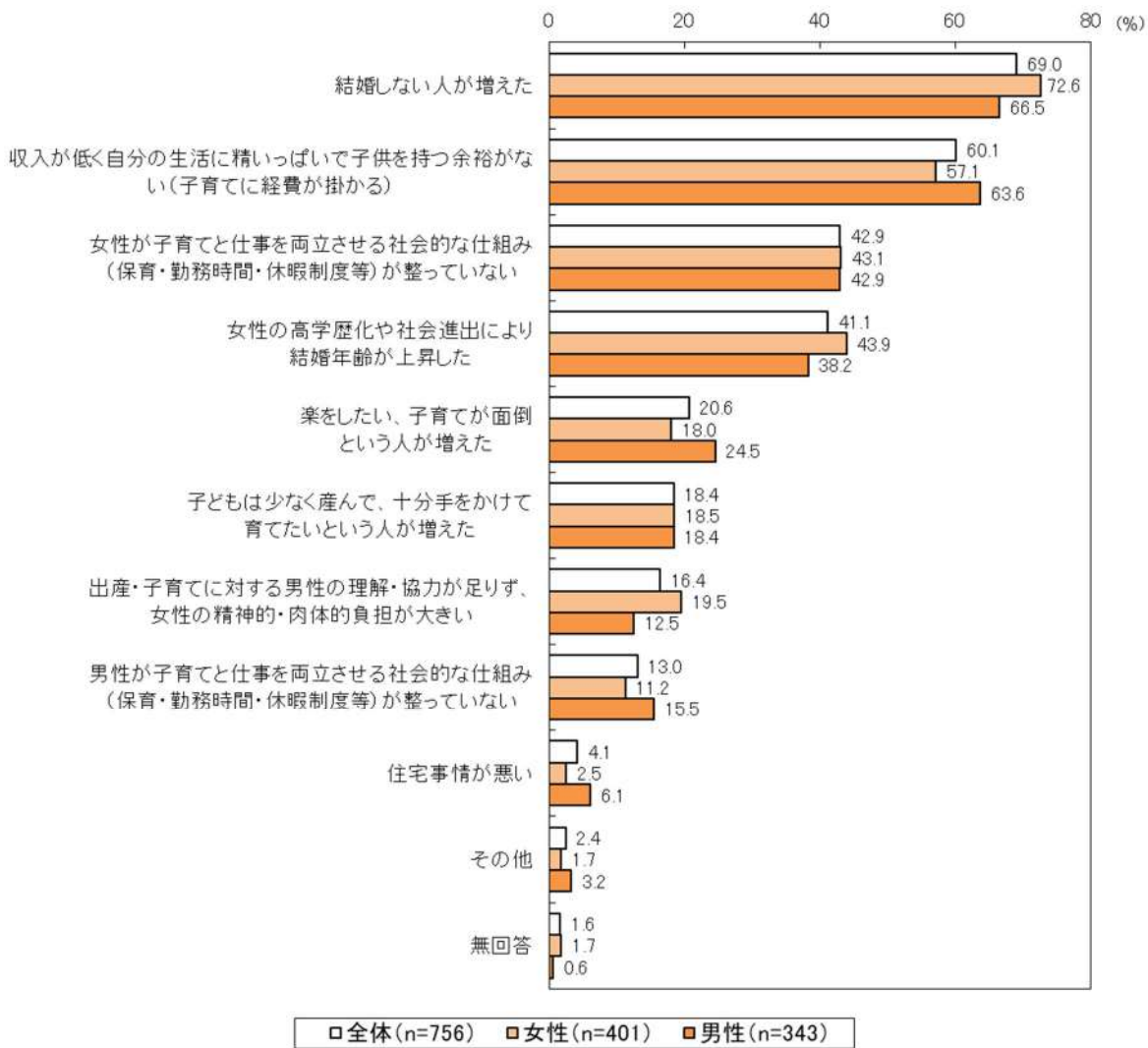
資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

(3)ワーク・ライフ・バランスと少子高齢化

県民意識調査において、出生率が低下している原因を聞いたところ、「結婚しない人が増えた」が69.0%で最も高く、次いで「収入が低く自分の生活に精いっぱい子供を持つ余裕がない(子育てに経費が掛かる)」が60.1%、「女性が子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み(保育・勤務時間・休暇制度等)が整っていない」が42.9%となっています。

性別でみると、「出産・子育てに対する男性の理解・協力が足りず、女性の精神的・肉体的負担が大きい」は女性が男性よりも7.0ポイント高く、「結婚しない人が増えた」も女性が6.1ポイント、「女性の高学歴化や社会進出により結婚年齢が上昇した」も女性が5.7ポイント高くなっています。一方、「収入が低く自分の生活に精いっぱい子供を持つ余裕がない(子育てに経費が掛かる)」、「楽をしたい、子育てが面倒という人が増えた」は男性が女性よりも6.5ポイント高く、「男性が子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み(保育・勤務時間・休暇制度等が整っていない)」も男性が4.3ポイント高くなっています。

図表IV-25 出生率低下の原因(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

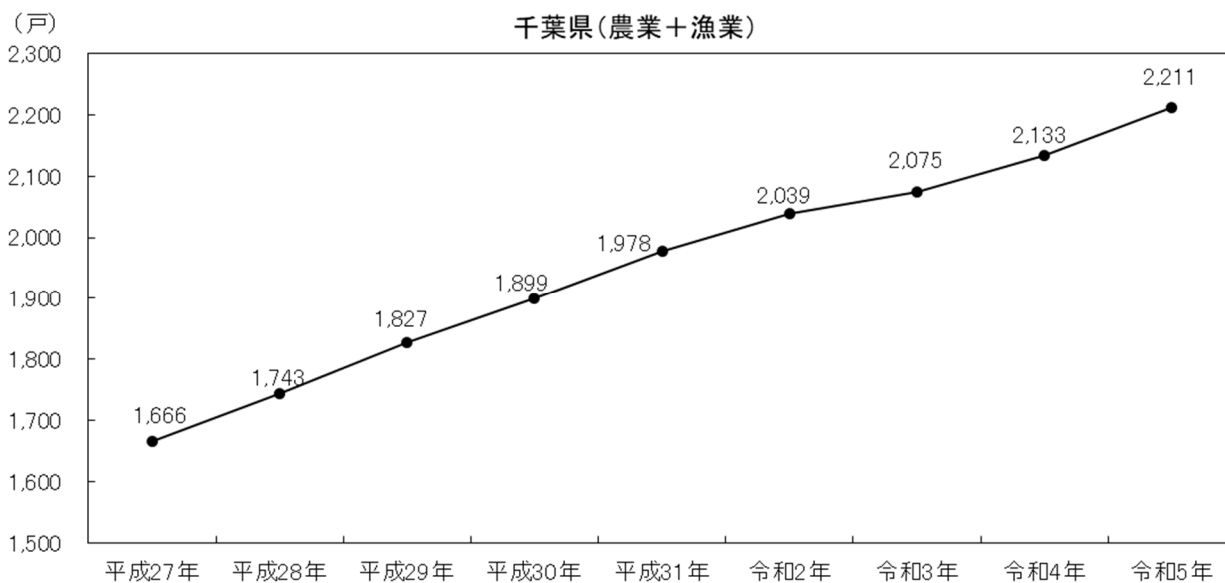
5 農業・漁業経営の状況

(1) 家族経営協定締結数の推移

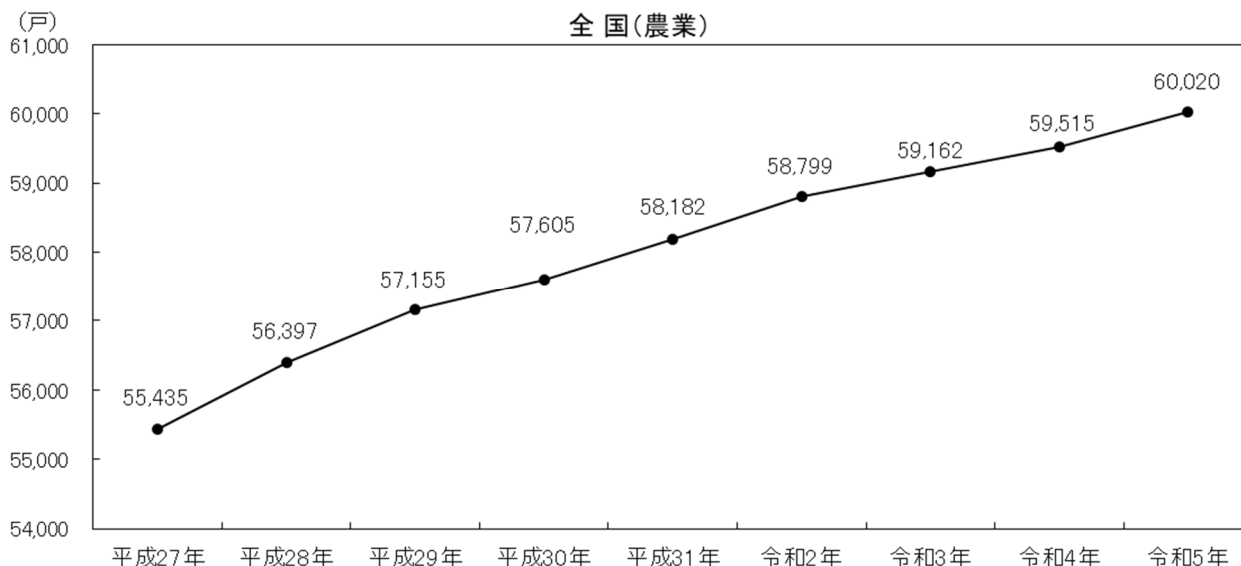
千葉県の家族経営協定*締結数は、年々増加しています。

*家族で取り組む農業・漁業経営において、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、就業条件、就業環境(労働時間、報酬等)などについて取り決めたもの

図表IV-26 家族経営協定締結数の推移(千葉県・全国)



※令和5年度の千葉県の家族経営協定締結数の内訳: 農業 2,210、漁業 1



資料出典: 農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」(各年3月31日現在)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 IV 労働

(2) 経営者数及び女性起業数

「2020年農林業センサス」によると、千葉県の農業経営者に占める女性の割合は5.7%(全国5.8%)となっています。

また、担い手支援課の調査によると、地域産物を利用した加工品づくりや直売所での販売、農家レストラン経営などの農林漁業関連起業活動で、女性が主たる経営を担っている経営体数は、高齢化等により横ばい傾向にあります。その一方で、6次産業化の推進により、経営の多角化を目指す動きがあります。

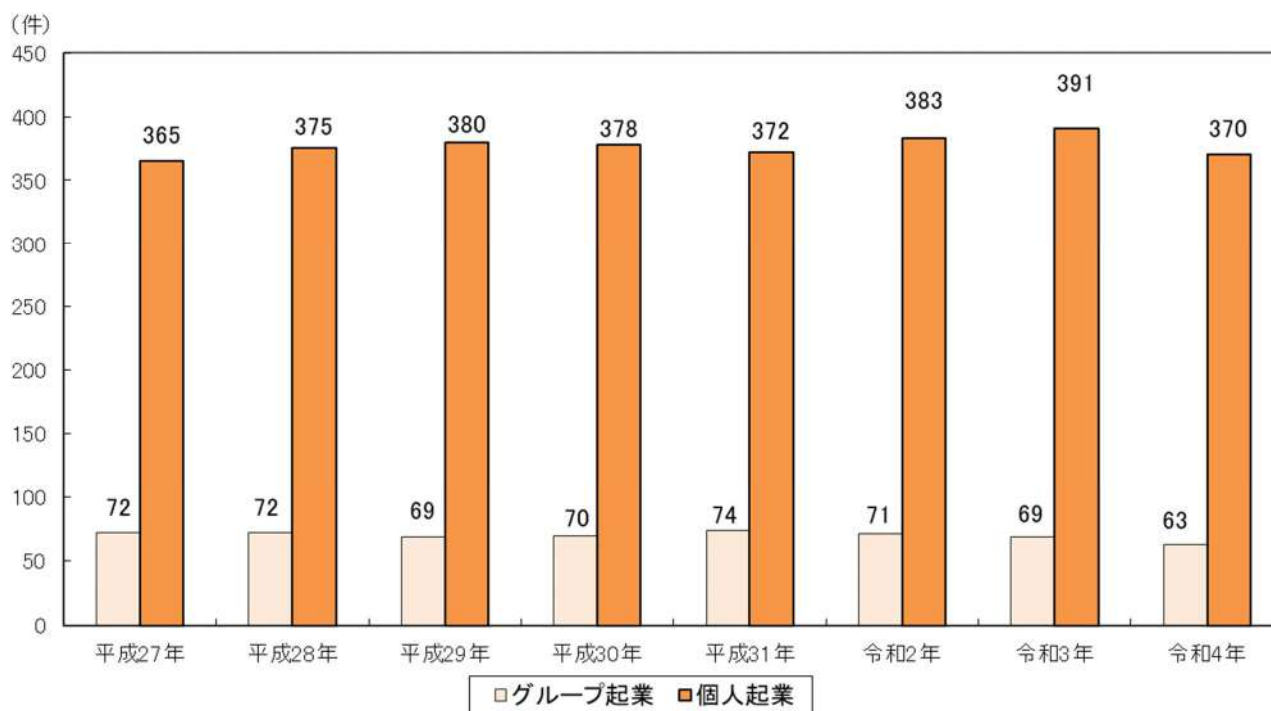
図表IV-27 男女別農業経営者数(千葉県・全国)

(単位:人)

	総数	女性	男性	女性割合
千葉県	35,420	2,036	33,384	5.7%
全国	1,075,705	62,610	1,013,095	5.8%

資料出典:農林水産省「2020年農林業センサス」(令和2年2月1日現在)

図表IV-28 農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移(千葉県)



資料出典:千葉県担い手支援課(各年3月31日現在)

6 女性の起業に関する考え方

県民意識調査において、女性の起業に関する考え方を聞いたところ、「(ア)男性に比べて女性は起業をしにくい環境がある」について、『そう思う(計)』は55.8%となっています。

また、「趣味や資格を生かし、好きな仕事ができる」について、『そう思う(計)』は66.2%、「(カ)女性の潜在労働力を生かすことができ、雇用の拡大や社会の活力に資する」について『そう思う(計)』が71.8%となっています。

図表IV-29 女性の起業に関する考え方(千葉県)

項目	性別	『そう思う(計)』			『そう思わない(計)』		
		割合	人数	割合	人数	割合	人数
(ア)男性に比べて女性は起業をしにくい環境がある	全体(756)	19.8	360	11.2	14.7	13.1	5.2
	女性(401)	21.4	372	9.2	11.0	15.0	6.2
	男性(343)	17.8	35.0	13.7	19.2	11.1	3.8
(イ)資金、知識、人脈等が不足している場合が多く、女性にはリスクが大きい	全体(756)	16.4	31.7	15.2	18.3	12.2	6.2
	女性(401)	18.0	32.7	14.0	15.2	13.7	6.5
	男性(343)	14.6	30.9	16.9	22.2	10.5	5.0
(ウ)時間を有効に使うことができ、子育て等家庭との両立が図りやすい	全体(756)	9.1	29.5	18.3	16.5	19.7	6.9
	女性(401)	9.2	32.7	17.2	15.5	17.7	7.7
	男性(343)	9.0	26.2	19.8	17.8	22.4	4.7
(エ)趣味や資格を活かし、好きな仕事ができる	全体(756)	23.5	42.7	8.5	6.3	12.0	6.9
	女性(401)	23.4	46.1	7.7	6.2	9.2	7.2
	男性(343)	23.9	39.7	9.0	6.4	15.5	5.5
(オ)生活者としての視点や、地域資源を活かすことができる	全体(756)	19.7	44.4	6.0	4.0	18.8	7.1
	女性(401)	19.5	45.4	4.5	3.2	19.0	8.5
	男性(343)	20.1	44.0	7.6	4.7	19.0	4.7
(カ)女性の潜在労働力を活かすことができ、雇用の拡大や社会の活力に資する	全体(756)	27.1	44.7	4.1	3.4	14.2	6.5
	女性(401)	25.7	45.4	4.0	3.2	14.2	7.5
	男性(343)	28.9	44.9	4.1	3.5	14.3	4.4

そう思う どちらかといえばそう思う どちらかといえばそう思わない
そう思わない わからない 無回答

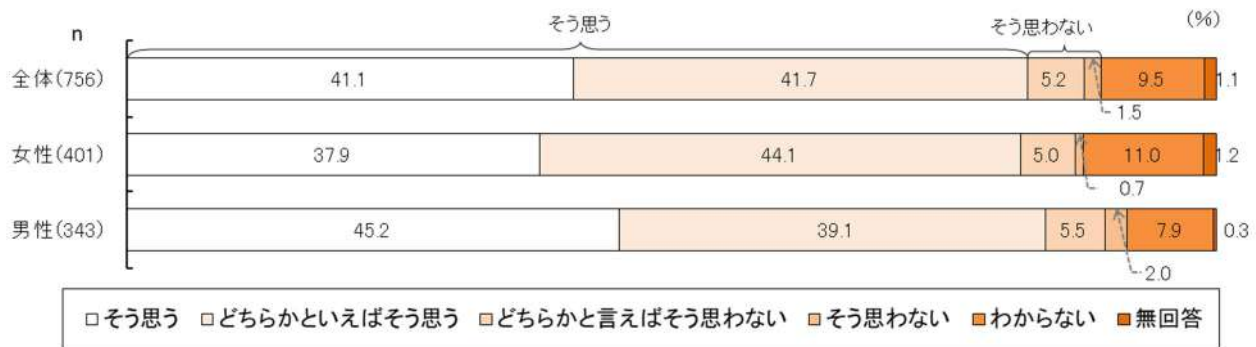
資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

7 女性の活躍についての考え

県民意識調査において、女性の活躍を推進した方がよいと思うか聞いたところ、「そう思う(計)」が82.8%、「そう思わない(計)」が6.7%と、「そう思う(計)」が「そう思わない(計)」を大きく上回っています。

性別でみると、「そう思う(計)」は、男性が女性よりも2.3ポイント高くなっています。

図表IV-30 女性の活躍についての考え方(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査によると、女性の活躍を推進した方がよい理由は、「女性の意見が反映されることにより、多様な視点が加わり、新たな価値や商品サービスが創造される」が最も高くなっています。

推進しない方がよい理由は、「昇進等は、性別にかかわらず、能力に応じて行うべきである」が最も高くなっています。

図表IV-31 女性の活躍を推進した方がよい理由・推進しない方がよい理由(千葉県)[上位3項目]

〈賛成〉 n=626(複数回答可)

順位	女性の活躍を推進した方がよい理由	件数	(%)
1	女性の意見が反映されることにより、多様な視点が加わり、新たな価値や商品サービスが創造される	498	79.6
2	男女問わず活躍できるようになる	408	65.2
3	人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力を与えることができる	328	52.4

〈反対〉 n=50(複数回答可)

順位	女性の活躍を推進しない方がよい理由	件数	(%)
1	昇進等は、性別にかかわらず、能力に応じて行うべきである	31	62.0
2	家事も立派な仕事であり、必ずしも外で働く必要はない	21	42.0
3	今より仕事が優先され、家庭生活に支障を来すことが多くなる	17	34.0

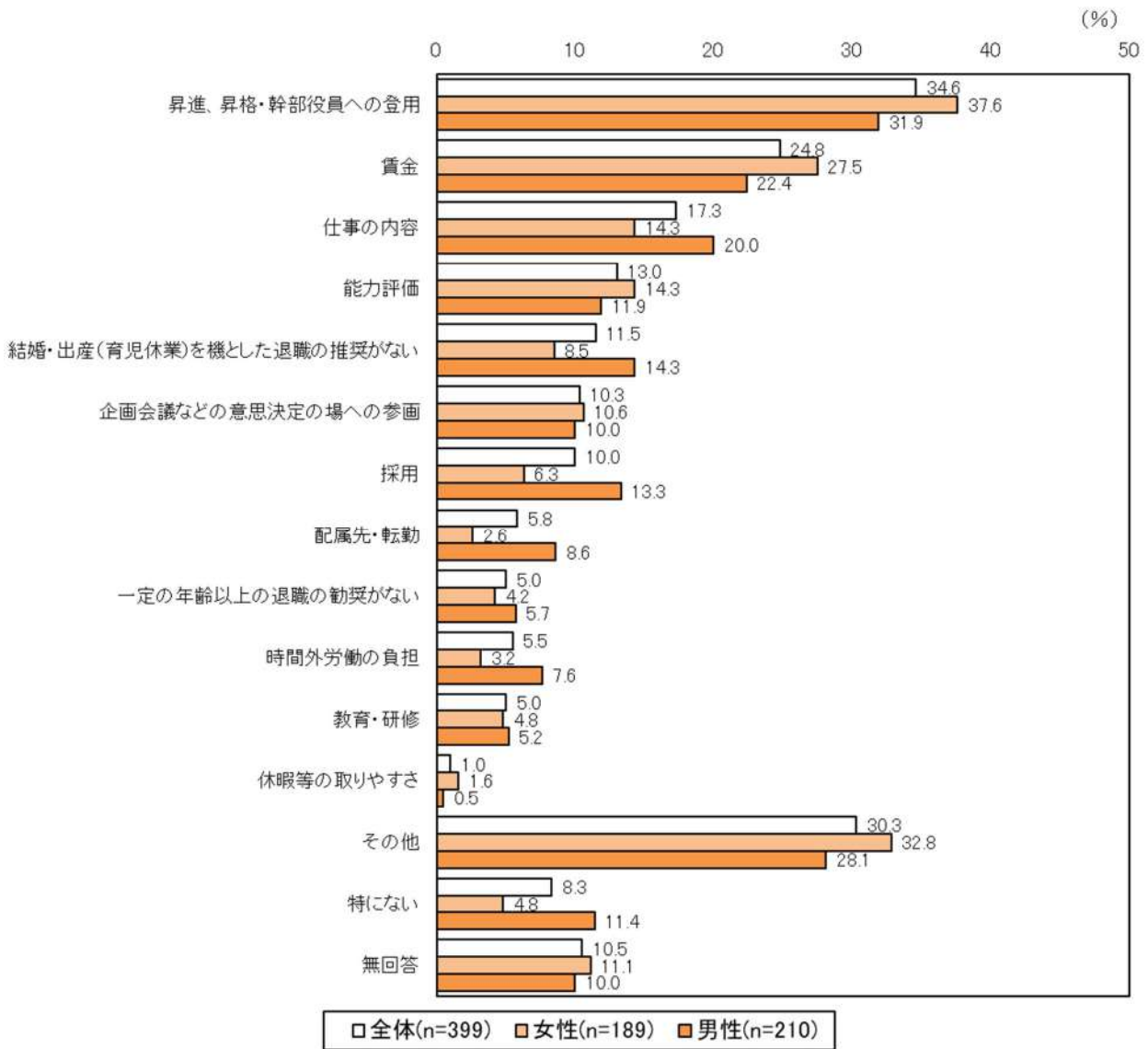
資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 IV 労働

県民意識調査において、職場で仕事内容や待遇面の運用などで男性が優遇されていると思うことを聞いたところ、「昇進、昇格・幹部役員への登用」が 34.6%で最も高く、次いで「賃金」が 24.8%、「仕事の内容」が 17.3%となっています。

性別で見ると、「採用」は男性が女性よりも 7.0 ポイント高く、「配属先・転勤」も男性が 6.0 ポイント、「結婚・出産(育児休業)を機とした退職の勧奨がない」も男性が 5.8 ポイント、「仕事の内容」も男性が 5.7 ポイント高くなっています。一方、「昇進、昇格・幹部役員への登用」は女性が男性よりも 5.7 ポイント高く、「賃金」も女性が 5.1 ポイント高くなっています。

図表IV-32 職場で仕事内容や待遇面の運用などで男性が優遇されていると思うこと(千葉県)



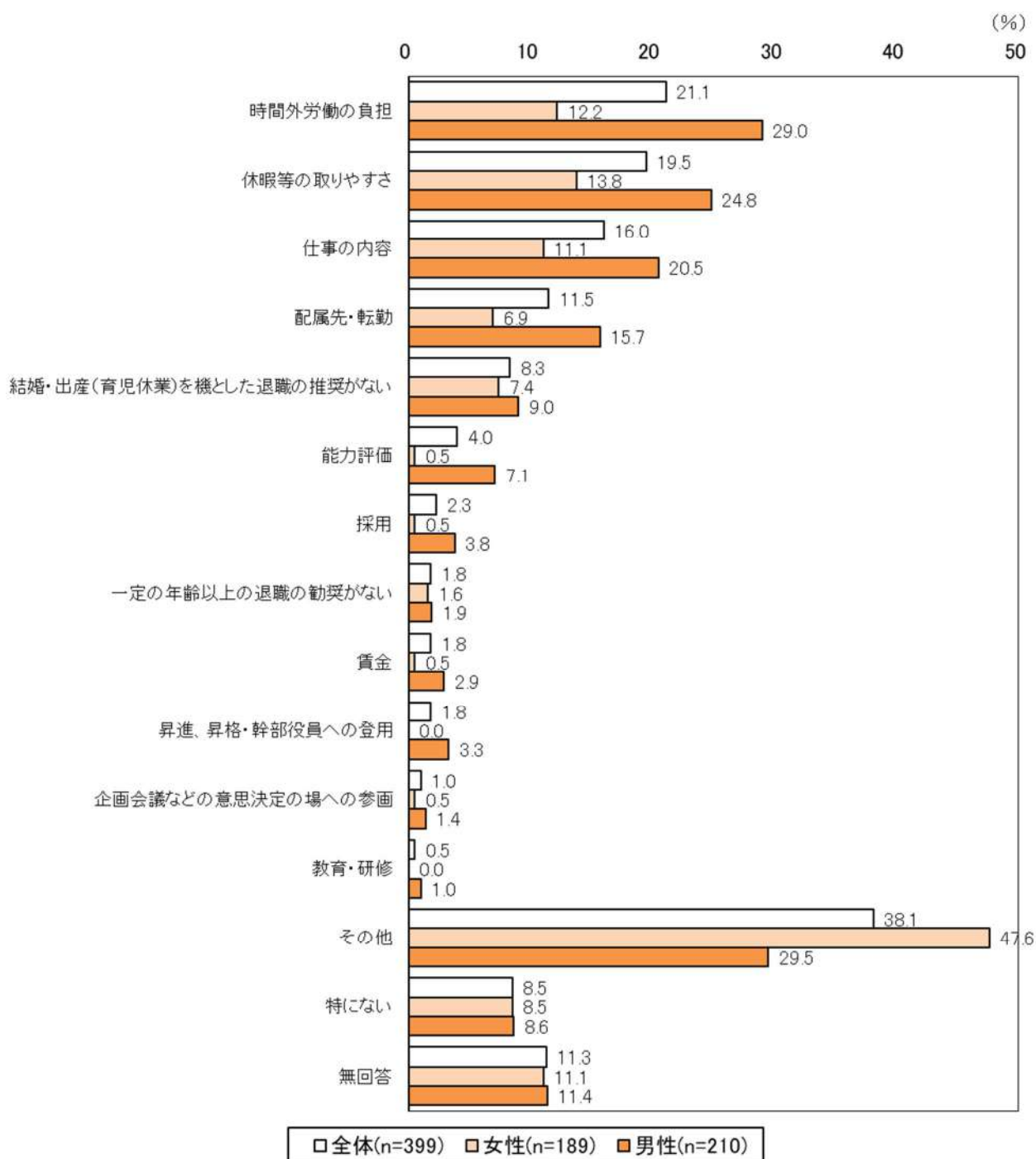
資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年 11 月)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 IV 労働

県民意識調査において、職場で仕事内容や待遇面の運用などで女性が優遇されていると思うことを聞いたところ、「時間外労働の負担」が21.1%で最も高く、次いで「休暇等の取りやすさ」が19.5%、「仕事の内容」が16.0%となっています。

性別で見ると、「時間外労働の負担」は男性が女性よりも16.8ポイント高く、「休暇等の取りやすさ」も男性が11.0ポイント、「仕事の内容」も男性が9.4ポイント高くなっています。

図表IV-33 職場で仕事内容や待遇面の運用などで女性が優遇されていると思うこと(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

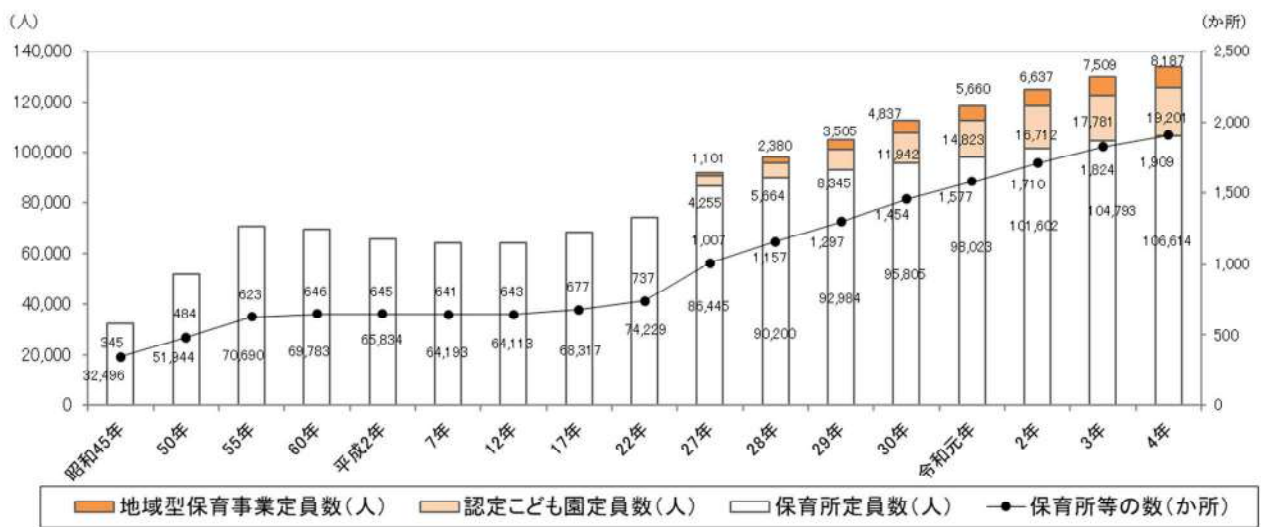
V 福祉

1 社会全体での子育て、介護支援の促進

(1) 保育所等の数と定員数

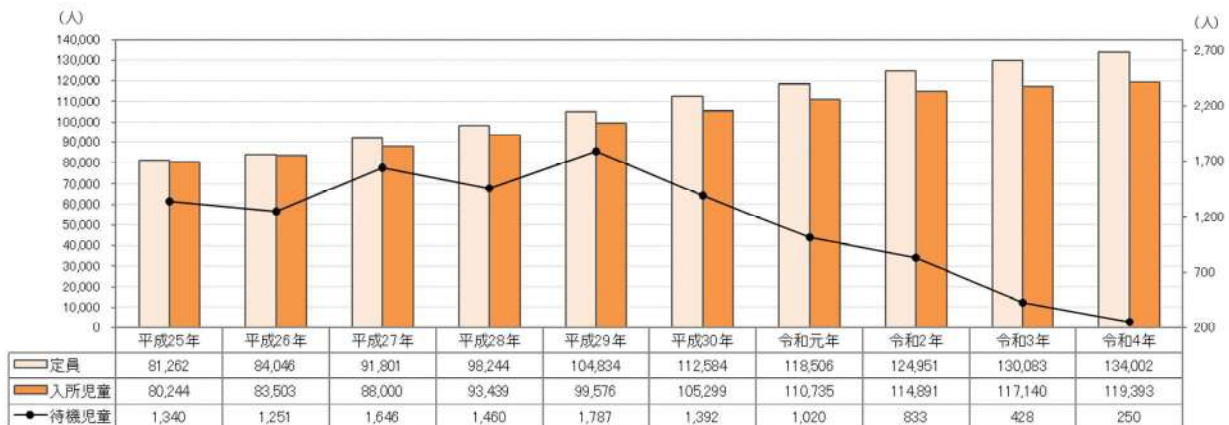
保育所等の数、定員数とも近年大幅に増加する一方、入所を希望する児童数も増加しています。待機児童数については、250人(令和4年4月1日現在)と、年々減少していますが、都市部を中心に依然として保育需要は高く、引き続き施設整備が必要です。

図表V-1 保育所等の数と定員数の推移(千葉県)



資料出典:千葉県子育て支援課「福祉行政報告例」(各年4月1日)※H27から幼保連携型認定こども園(2・3号)を含む「保育所等利用待機児童数調査」(各年4月1日)※H27から認定こども園及び地域型保育事業を含む

図表V-2 保育所等の定員と入所児童と待機児童数(千葉県)



資料出典:千葉県子育て支援課「福祉行政報告例」(各年4月1日)「保育所入所待機児童数調査(H26まで)」「保育所等利用待機児童数調査(H27から)」(各年4月1日) ※H27から認定こども園(2・3号)及び地域型保育事業を含む

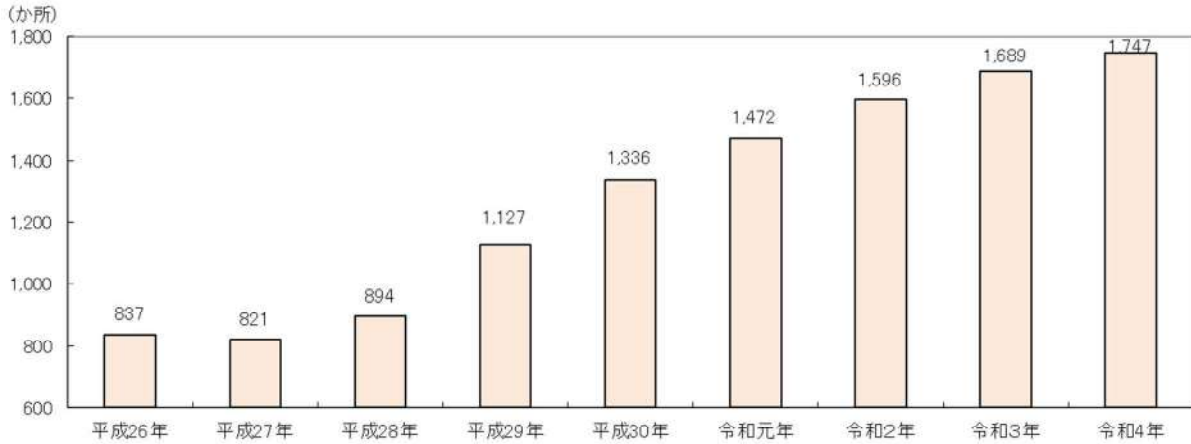
第1部 千葉県における男女共同参画の状況 V 福祉

(2) 延長保育の状況

延長保育*を実施している保育所等の数は増加傾向にあります。

*保護者の就労と子育ての両立を支援するため、保育所等で設定する利用時間を超えて児童を預かること。

図表 V-3 延長保育を実施している保育所等の数の推移(千葉県)



資料出典:千葉県子育て支援課「市町村保育状況調査」(各年4月1日)

※平成27年度から幼保連携型認定こども園を含む

※平成29年度から認定こども園及び地域型保育事業を含む

(3) 放課後児童クラブの設置状況(千葉県)

千葉県の放課後児童クラブ*の総数は、年々増加しています。

*市町村を実施主体とし、昼間保護者のいない家庭の小学校の児童等について、遊び及び生活の場を与える組織で、学校の空き教室や児童館、公民館など身近な既存の施設を活用し、放課後児童支援員等を中心に運営されている。

図表 V-4 放課後児童クラブの設置状況(千葉県)



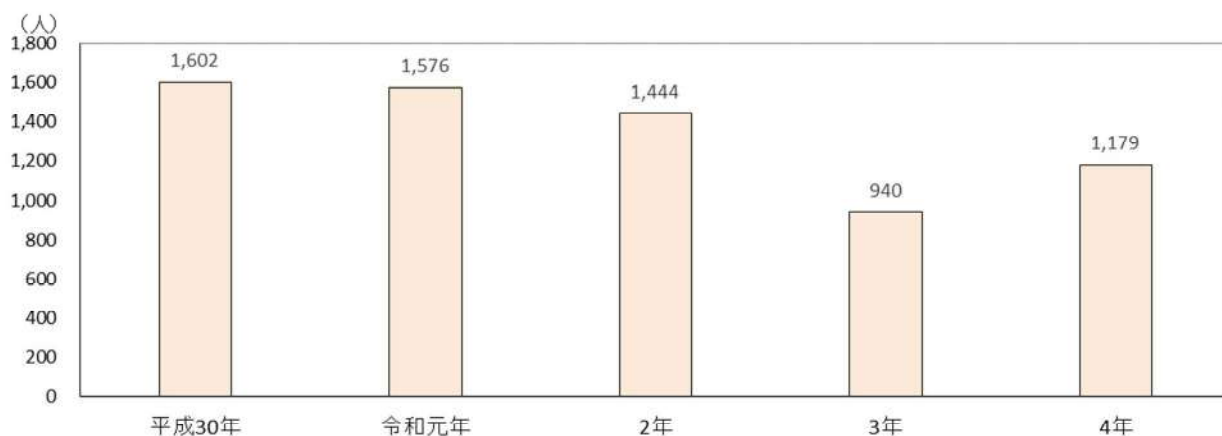
資料出典:千葉県子育て支援課、厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施状況調査」(各年5月1日、令和2年は7月1日)

※平成27年度から千葉市、船橋市、柏市を含む。

※令和4年度の減少の大きな要因は、令和4年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた市町村があり、当該市町村がその是正を図ったため。

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 V 福祉

図表V-5 放課後児童クラブの待機児童数(千葉県)

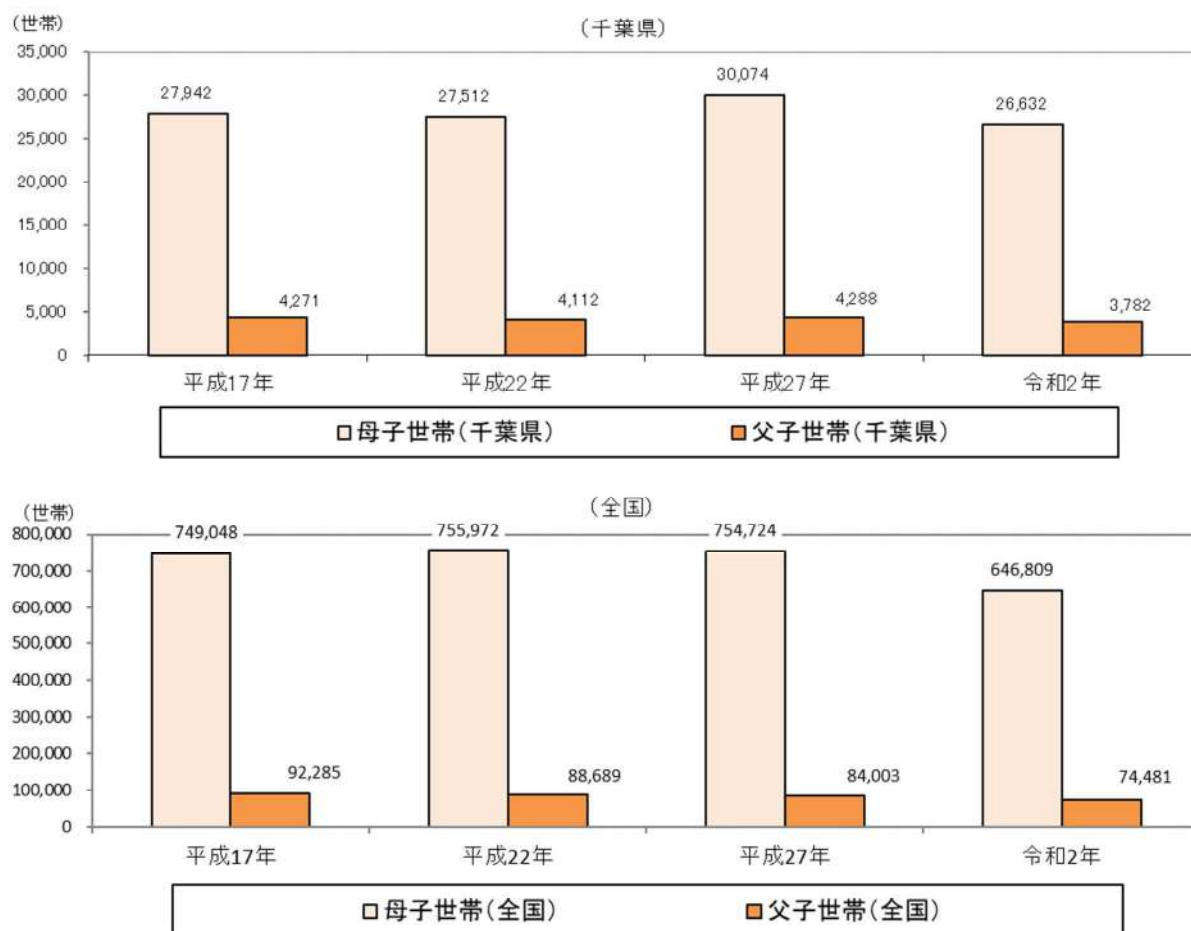


資料出典:千葉県子育て支援課「放課後児童健全育成事業実施状況調査」(各年5月1日、令和2年は7月1日)

2 ひとり親家庭等の状況

国勢調査によると、千葉県、全国ともに母子世帯、父子世帯は、減少傾向にあります。

図表V-6 母子世帯数・父子世帯数の推移(千葉県・全国)



資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

3 高齢者への生活の支援

(1) 家族形態別に見た高齢者のいる一般世帯割合

国勢調査によると、令和2年の千葉県の65歳以上の世帯員がいる一般世帯は、約1,090千世帯で、平成17年と比較すると約1.5倍となり、総数の約39.4%を占めています。また、令和2年の65歳以上の世帯員のいる一般世帯のうち、単独世帯は約299千世帯、夫婦のみの世帯は約351千世帯でした。

図表V-7 65歳以上の世帯員がいる一般世帯数・構成割合(千葉県・全国)

千葉県 (千世帯未満切捨て)

年次	総数	65歳以上の世帯員がいる一般世帯	単独世帯		核家族世帯		三世代世帯	その他		
			女性	男性	夫婦のみの世帯	その他				
世帯数 (単位:千世帯)										
平成17年	2,304	716	136	91	45	385	208	177	145	48
平成22年	2,512	875	191	125	65	500	270	230	129	54
平成27年	2,604	1,028	258	161	96	605	327	278	109	54
令和2年	2,767	1,090	299	187	112	650	351	299	87	54
構成割合 (単位:%)										
平成17年	100.0	31.1	5.9	4.0	2.0	16.7	9.1	7.7	6.3	2.1
平成22年	100.0	34.9	7.6	5.0	2.6	19.9	10.8	9.2	5.1	2.2
平成27年	100.0	39.5	9.9	6.2	3.7	23.3	12.6	10.7	4.2	2.1
令和2年	100.0	39.4	10.8	6.8	4.0	23.5	12.7	10.8	3.1	2.0

全国

年次	総数	65歳以上の世帯員がいる一般世帯	単独世帯		核家族世帯		三世代世帯	その他		
			女性	男性	夫婦のみの世帯	その他				
世帯数 (単位:千世帯)										
平成17年	49,062	17,204	3,864	2,813	1,051	8,414	4,779	3,635	3,647	1,277
平成22年	51,842	19,337	4,790	3,405	1,385	10,011	5,525	4,486	3,174	1,360
平成27年	53,331	21,713	5,927	4,003	1,924	11,740	6,420	5,320	2,701	1,344
令和2年	55,704	22,655	6,716	4,408	2,308	12,528	6,848	5,680	2,132	1,279
構成割合 (単位:%)										
平成17年	100.0	35.1	7.9	5.7	2.1	17.2	9.7	7.4	7.4	2.6
平成22年	100.0	37.3	9.2	6.6	2.7	19.3	10.7	8.7	6.1	2.6
平成27年	100.0	40.7	11.1	7.5	3.6	22.0	12.0	10.0	5.1	2.5
令和2年	100.0	40.7	12.1	7.9	4.1	22.5	12.3	10.2	3.8	2.3

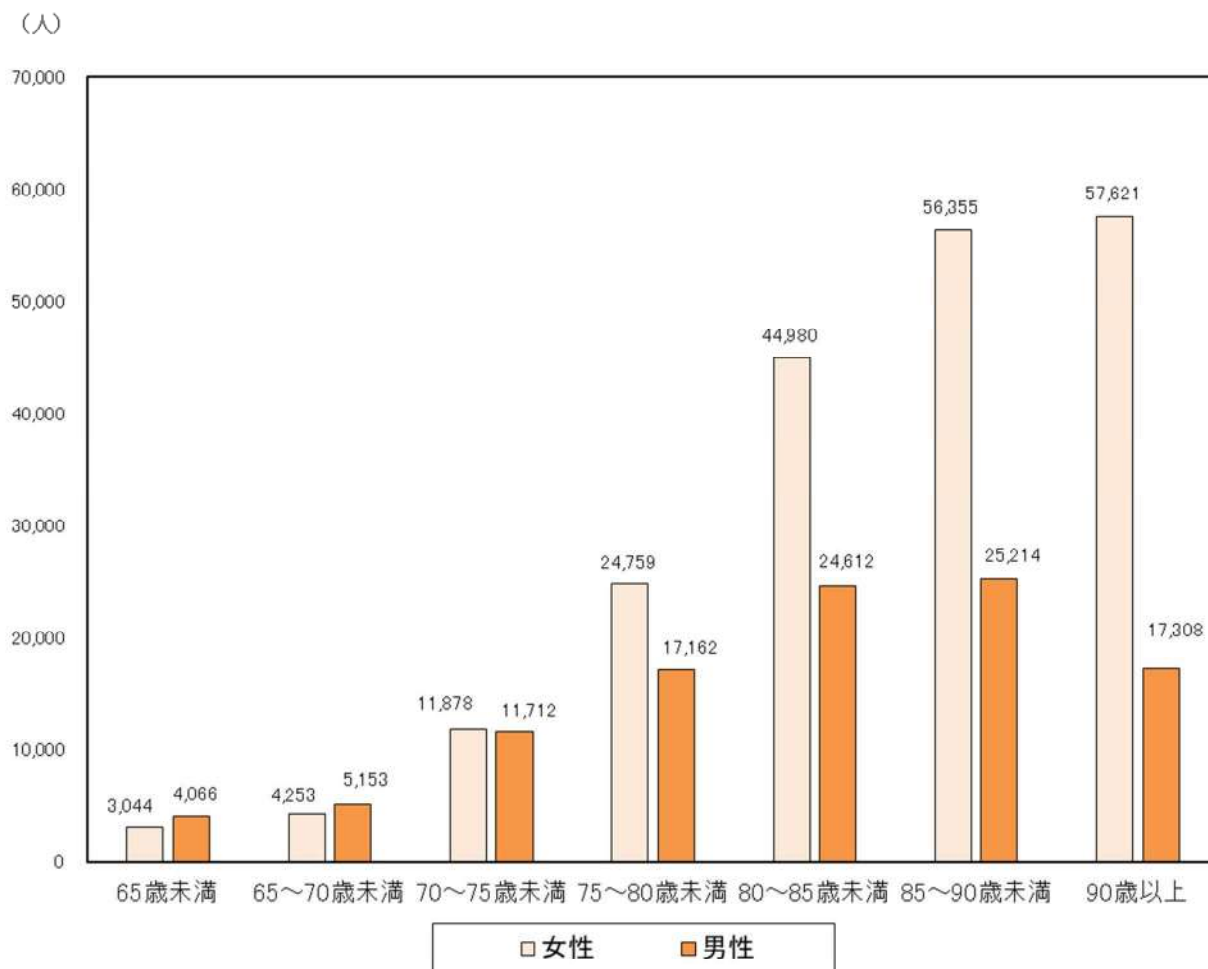
資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)をもとに作成

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 V 福祉

(2) 年齢階級別の要支援・要介護認定者数

令和5年3月末の県内の要支援・要介護認定者は、以下のとおりです。75歳以上になると、男性に比べて女性の増加が目立ち、また男性は80歳代後半をピークに減少に転じるのに対し、女性は90歳代まで増え続けていきます。

図表V-8 要支援・要介護認定者の状況(千葉県)



資料出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」(令和5年3月末現在)

VI 人権

1 DVについて

(1)千葉県における相談、一時保護の状況

千葉県における相談件数は1万8千件を超えています。そのうちDVについての相談は約5千件あり、相談件数全体の約4割となっています。

図表VI-1 機関別相談件数の推移(千葉県)

区分	女性サポートセンター (婦人相談所)※1		男女共同参画センター ()はうち男性件数※2		健康福祉センター		合計		
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	DV相談の割合
平成28年度	10,091	2,441	8,016 (789)	1,197 (45)	2,162	1,687	20,269	5,325	26.3%
平成29年度	7,876	2,149	7,253 (632)	1,196 (39)	2,048	1,403	17,177	4,748	27.6%
平成30年度	7,680	2,433	7,688 (735)	1,257 (40)	2,075	1,337	17,443	5,027	28.8%
令和元年度	7,421	2,630	7,514 (671)	1,410 (40)	2,093	1,346	17,028	5,386	31.6%
令和2年度	7,720	2,535	6,748 (646)	1,145 (58)	1,998	1,297	16,466	4,977	30.2%
令和3年度	8,258	2,584	6,933 (621)	1,224 (36)	1,700	1,238	16,891	5,046	29.9%
令和4年度	9,242	2,360	7,210 (649)	1,276 (53)	1,977	1,316	18,429	4,952	26.9%

※1 女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談件数は専門相談も含む。

※2 男性のDV相談件数は被害者のみ。

資料出典:千葉県児童家庭課

図表VI-2 機関別相談形態別相談件数及び割合(千葉県)

		相談形態				合計	
		電話相談	うちDV	面接相談	うちDV	総数	うちDV
女性サポートセンター (婦人相談所)	件数	9,200	2,320	42	40	9,242	2,360
	割合	99.5%	98.3%	0.5%	1.7%	100%	100%
男女共同参画センター	件数	6,545	873	665	403	7,210	1,276
	割合	90.8%	68.4%	9.2%	31.6%	100%	100%
健康福祉センター	件数	1,635	1,002	342	314	1,977	1,316
	割合	82.7%	76.1%	17.3%	23.9%	100%	100%
合計	件数	17,380	4,195	1,049	757	18,429	4,952
	割合	94.3%	84.7%	5.7%	15.3%	100%	100%

※相談件数については、男性女性を含む。ただし、女性サポートセンターの相談については、女性のみ。

※女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談については、専門相談を含む

資料出典:千葉県児童家庭課(令和4年度)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

図表VI-3 専門相談件数(千葉県)

(単位:件)

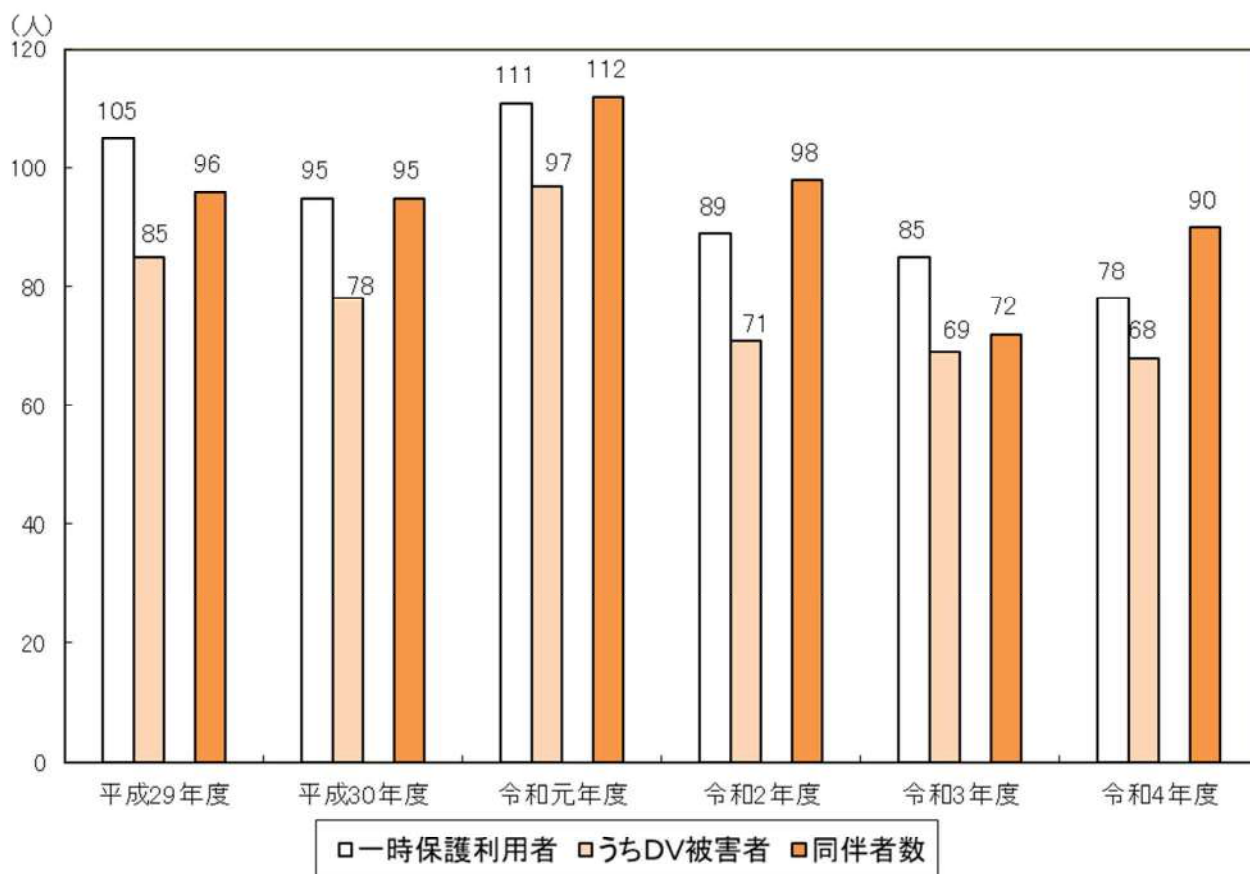
年度	法律相談	うちDV	心とからだの健康相談	うちDV	カウンセリング	うちDV	こころの相談	うちDV
平成28年度	75	64	23	18	501	235	26	9
平成29年度	80	72	0	0	377	180	26	15
平成30年度	80	71	0	0	447	260	28	12
令和元年度	73	33	0	0	439	266	31	27
令和2年度	79	72	0	0	429	198	25	14
令和3年度	33	26	0	0	458	207	24	12
令和4年度	76	72	0	0	450	221	24	17

※専門相談は、男女共同参画センター、女性サポートセンターで実施。

※カウンセリングの件数については、男性女性を含む。

資料出典:千葉県児童家庭課

図表VI-4 一時保護件数の推移(千葉県)



資料出典:千葉県児童家庭課

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

(2)市町村におけるDV相談状況

令和4年4月現在、54市町村全てにおいてDV相談窓口を整備しています。市町村におけるDV相談の総数は、令和3年度以降は1万件を超えています。

図表VI-5 市町村におけるDV相談件数(千葉県)

(単位:件)

年度	総数	相談方法		処理状況				
		電話	来所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他機関への引継		
						婦人相談所	警察	その他
平成28年度	9,297	4,420 (47.5%)	4,877 (52.5%)	8,147 (87.6%)	844 (9.1%)	66 (0.7%)	78 (0.8%)	162 (1.7%)
平成29年度	8,832	4,365 (49.4%)	4,467 (50.6%)	7,648 (86.6%)	822 (9.3%)	96 (1.1%)	68 (0.8%)	198 (2.2%)
平成30年度	8,853	4,256 (48.1%)	4,597 (51.9%)	7,754 (87.6%)	809 (9.1%)	64 (0.7%)	70 (0.8%)	156 (1.8%)
令和元年度	9,140	4,502 (49.3%)	4,638 (50.7%)	7,888 (86.3%)	924 (10.1%)	89 (1.0%)	67 (0.7%)	172 (1.9%)
令和2年度	9,993	5,506 (55.1%)	4,487 (44.9%)	8,588 (85.9%)	1,042 (10.4%)	92 (0.9%)	58 (0.6%)	213 (2.1%)
令和3年度	10,543	6,186 (58.7%)	4,357 (41.3%)	9,191 (87.2%)	1,055 (10.0%)	51 (0.5%)	60 (0.6%)	186 (1.8%)
令和4年度	10,261	5,901 (57.5%)	4,360 (42.5%)	8,681 (84.6%)	1,260 (12.3%)	80 (0.8%)	44 (0.4%)	196 (1.9%)

資料出典:千葉県児童家庭課

(3)千葉県警察におけるDV事案の取扱状況

千葉県警察における令和4年のDV事案の相談件数は4,027件で、前年と比べ増加しています。そのうち加害者と婚姻関係(元婚姻関係を含む。)にあるものが約7割であり、被害者は女性が多くなっています。また、事件化や加害者への指導警告の措置件数は増加しています。

図表VI-6 千葉県警察におけるDV相談状況

(単位:件)

年度	総数(対応票作成件数)	加害者との関係			被害者の性別		
		婚姻	内縁	その他	女性	男性	その他
平成26年	2,354	婚姻	1,860	79.0%	女性	2,155	91.5%
		内縁	494	21.0%	男性	199	8.5%
平成27年	2,727	婚姻	2,176	79.8%	女性	2,389	87.6%
		内縁	551	20.2%	男性	338	12.4%
平成28年	3,311	婚姻	2,634	79.6%	女性	2,673	80.7%
		内縁	677	20.4%	男性	638	19.3%
平成29年	3,165	婚姻	2,534	80.1%	女性	2,516	79.5%
		内縁	631	19.9%	男性	649	20.5%
平成30年	3,280	婚姻	2,573	78.4%	女性	2,551	77.8%
		内縁	707	21.6%	男性	729	22.2%
令和元年	3,725	婚姻	2,880	77.3%	女性	2,803	75.2%
		内縁	845	22.7%	男性	922	24.8%
令和2年	3,684	婚姻	2,801	76.0%	女性	2,733	74.2%
		内縁	883	24.0%	男性	951	25.8%
令和3年	3,897	婚姻	3,026	77.6%	女性	2,854	73.2%
		内縁	871	22.4%	男性	1,043	26.8%
令和4年	4,027	婚姻	3,004	74.6%	女性	2,797	69.5%
		内縁	1,023	25.4%	男性	1,230	30.5%

※平成26年以降は、内縁の件数に、同棲関係にある件数を含む(平成26年にDV防止法が一部改正され、同棲関係にある相手からの暴力がDV事案の対象となったため)。

資料出典:千葉県警察本部

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

図表VI-7 千葉県警察における措置状況(複数計上)

(単位:件)

年度	事件化	防犯指導	加害者への 指導警告	他機関 引継	保護命令 制度教示	援助	その他	計
平成25年	163	1,861	851	173	832	490	606	4,976
平成26年	242	2,336	1,176	228	980	587	579	6,128
平成27年	238	2,717	1,509	777	800	560	530	7,131
平成28年	287	3,266	1,993	320	498	267	734	7,365
平成29年	253	3,133	2,033	328	466	223	812	7,248
平成30年	213	3,258	2,260	305	432	191	479	7,138
令和元年	231	3,720	2,665	372	271	231	201	7,691
令和2年	173	3,670	2,576	401	257	243	257	7,577
令和3年	182	3,482	2,870	549	149	189	295	7,716
令和4年	207	1,985	3,090	599	127	152	263	6,423

資料出典:千葉県警察本部

(4)保護命令の発令状況

平成13年10月の「DV防止法」の施行により、被害者の安全確保のため、裁判所は、被害者の申立てにより加害者を被害者から引き離す「保護命令」が出せることになりました。

平成13年10月～令和5年3月までの千葉地方裁判所管内の保護命令発令件数は、1,802件で、全国で4番目となっています。

図表VI-8 保護命令の発令状況(全国順位)

(単位:件)

順位	地方裁判所管内	保護命令発令件数
1	大阪	5,547
2	神戸	2,819
3	東京	2,675
4	千葉	1,802
5	さいたま	1,689

※DV防止法施行から令和5年3月までの累計

資料出典:最高裁判所事務総局民事局(千葉県児童家庭課)

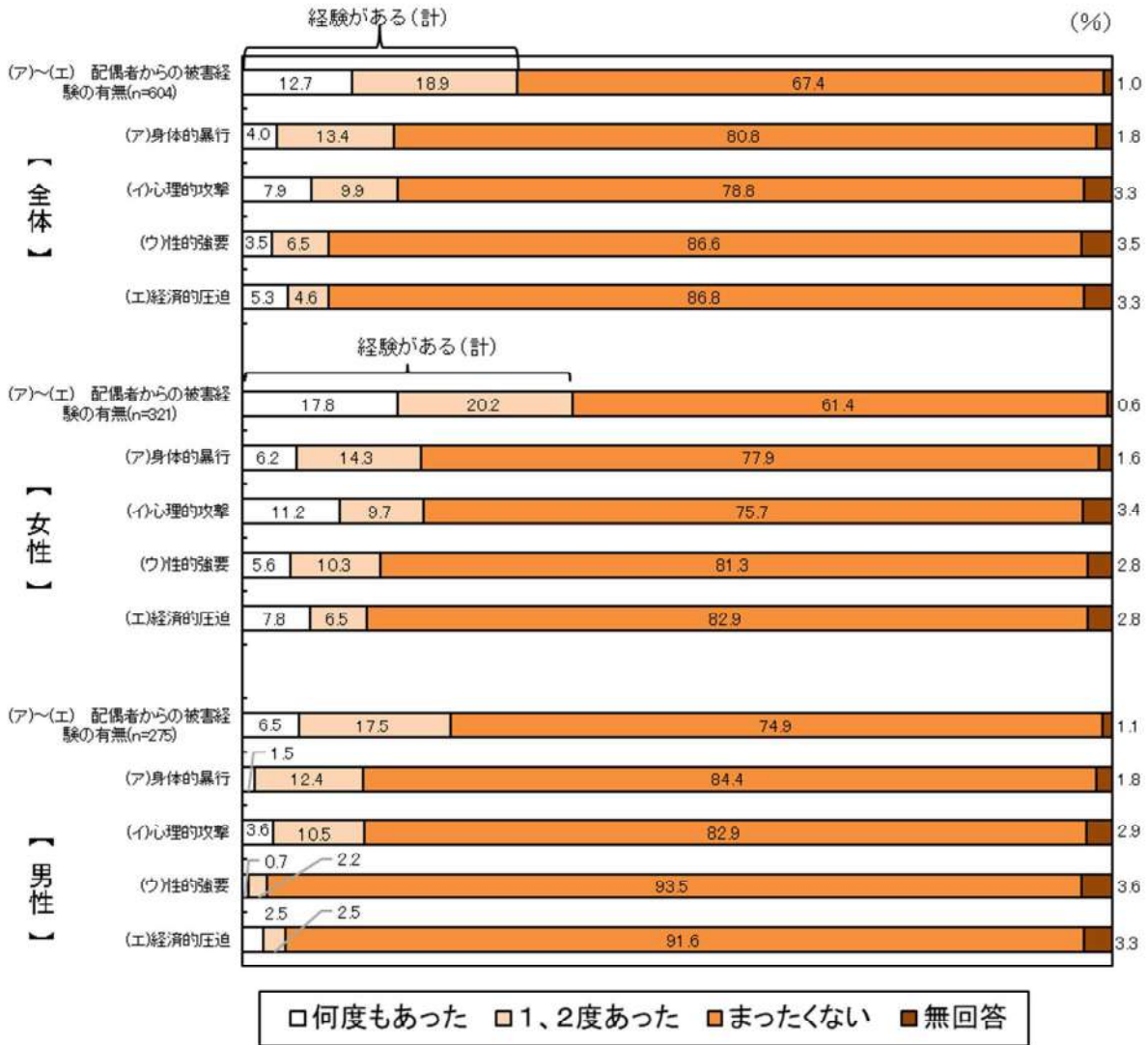
第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

(5)DVの被害経験

県民意識調査において、DVの被害経験について聞いたところ、全体「(ア)～(エ)配偶者からの被害経験の有無」は、『経験がある(計)』が31.6%、「まったくない」が67.4%となっています。

性別でみると、「(ア)～(エ)配偶者からの被害経験の有無」、各行為全てで『経験がある(計)』は女性が男性よりも高くなっており、「(ア)～(エ)配偶者からの被害経験の有無」を比較すると、女性が14.0ポイント高くなっています。

図表VI-9 DVの被害経験(千葉県)



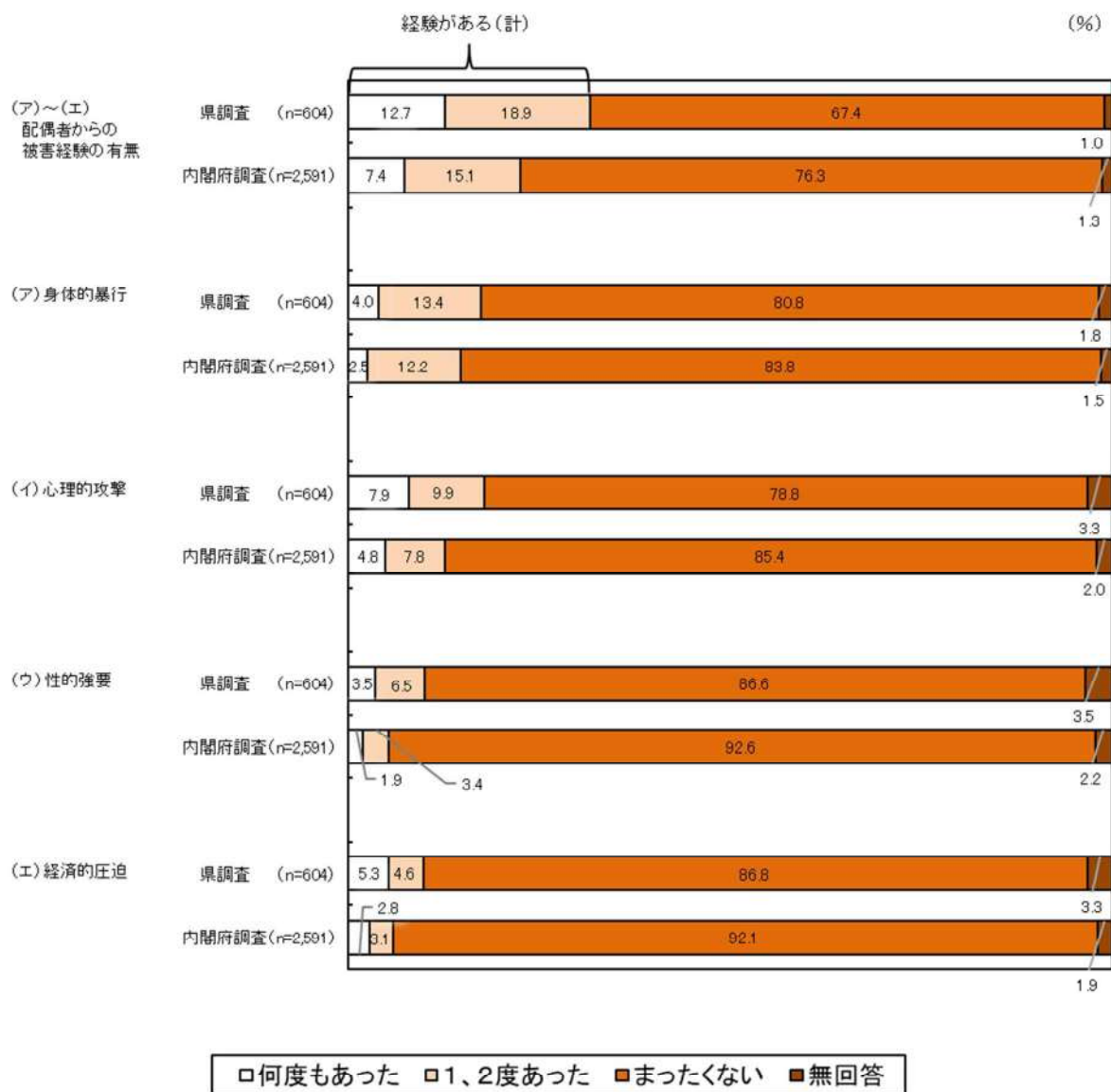
(ア)身体的暴行:なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど
 (イ)心理的攻撃:人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など
 (ウ)性的強要:いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのにポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど
 (エ)経済的圧迫:生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

内閣府調査と比較すると、『経験がある(計)』は「(ア)～(エ)配偶者からの経験被害の有無」で県調査が内閣府調査よりも 5.5 ポイント高くなっています。各行為をみると、「(イ)心理的攻撃」は県調査が内閣府調査よりも 4.1 ポイント、「(ウ)性的強要」も県調査が 3.3 ポイント、「(エ)経済的圧迫」も県調査が 3.8 ポイント高くなっています。

図表VI-10 DVの被害経験(千葉県・全国)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)
 ※内閣府調査:平成29年度男女間における暴力に関する調査

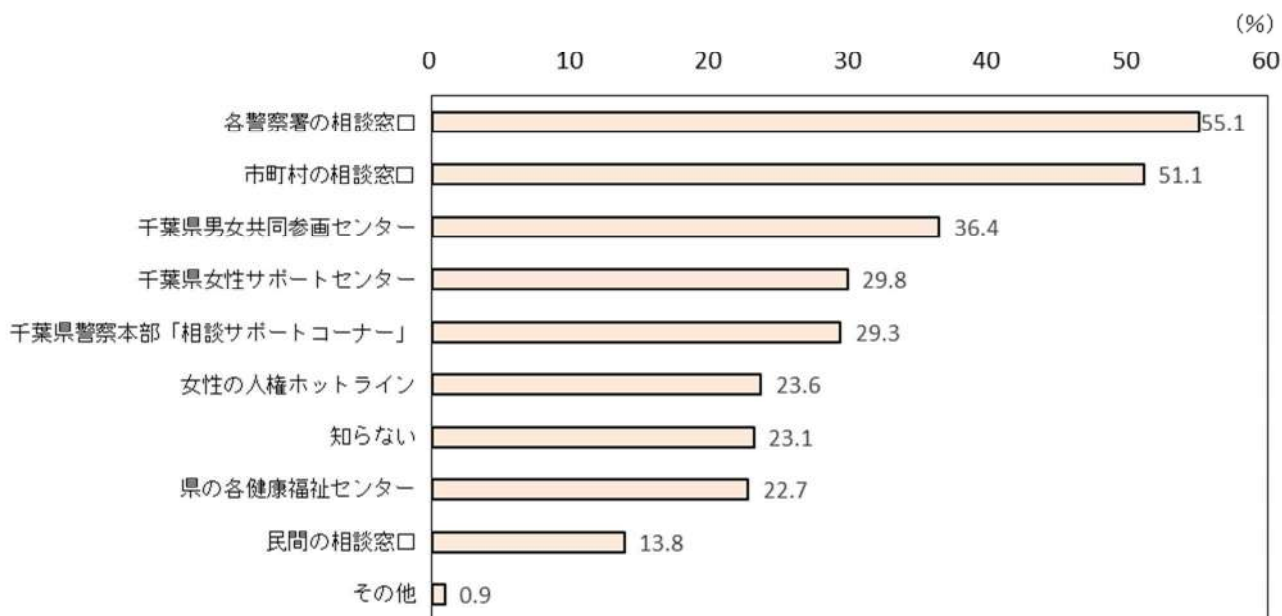
第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

図表VI-11 DVにあたる行為についての認識(千葉県)



資料出典:千葉県児童家庭課「DVに対する県民意識について(インターネットアンケート調査)」(令和2年度)

図表VI-12 DVに関する相談窓口の認知度(千葉県)



資料出典:千葉県児童家庭課「DVに対する県民意識について(インターネットアンケート調査)」(令和2年度)

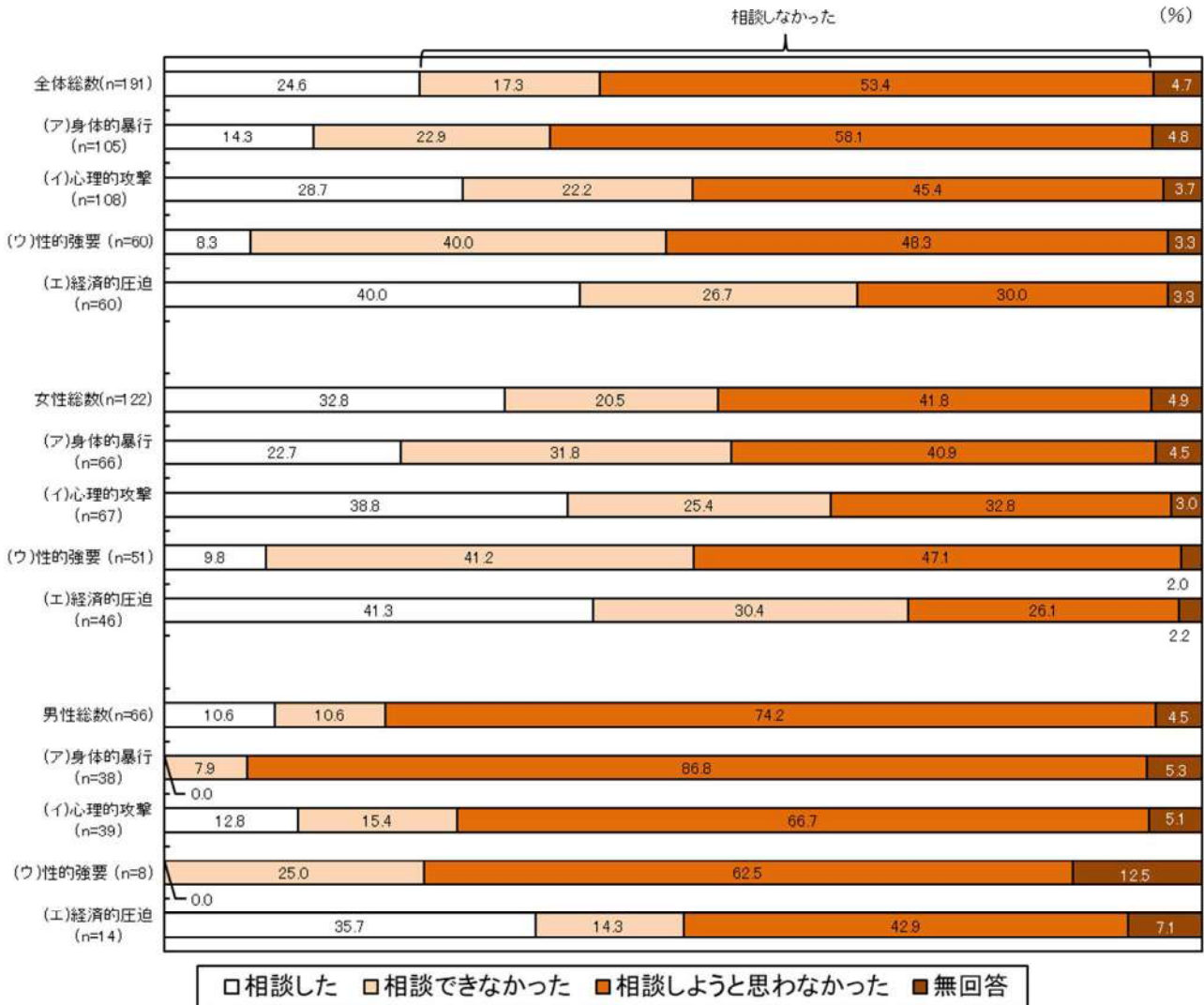
第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

(6)DVの被害相談

県民意識調査において、DV被害の相談有無について聞いたところ、全体総数は、「相談した」が24.6%、「相談できなかった」が17.3%、「相談しようと思わなかった」が53.4%となっています。

性別で見ると、総数で「相談した」は女性が男性よりも22.2ポイント高くなっています。一方、「相談しなかった(計)」は総数、各行為全てで男性が女性よりも高くなっており、総数を比較すると、男性が22.5ポイント高く、「(ア)身体的暴行」では男性が22.0ポイント高くなっています。

図表VI-13 DV被害の相談有無(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

2 性犯罪(性的暴行事案等)

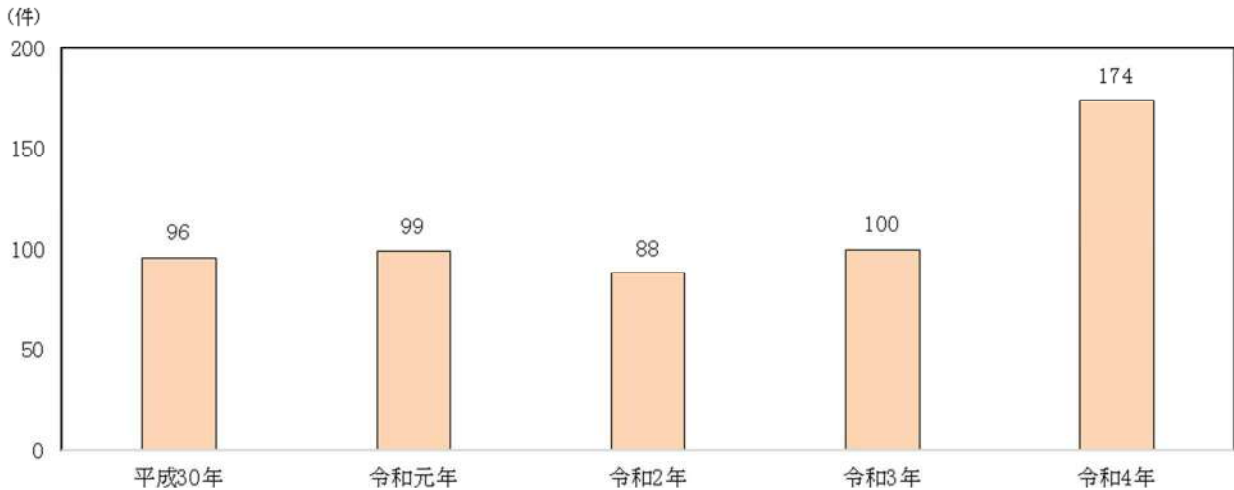
(1) 相談件数

千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数は、下のグラフのとおりです。

性犯罪は、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、潜在性が高いといわれています。

千葉県警察本部では、女性専用の犯罪被害等の相談窓口「女性被害 110 番」を運用していたところ、平成 29 年 8 月 3 日から性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103(ハートさん)」を導入したものです。#8103 にダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪相談窓口につながります。性犯罪被害者に対して「あなたの心(ハート)に寄り添う相談電話があるから相談してみて」という思いを込め、性犯罪 110 番を設けて男女問わず性犯罪被害に関する相談対応をしています。

図表VI-14 千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数の推移



資料出典:千葉県警察本部

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

警察への届出を躊躇している方も届出を行った方と同様の支援が受けられるよう、平成29年10月から、性犯罪・性暴力被害者に対する総合的な支援を提供する「ワンストップ支援センター」を中心とした支援体制がスタートしました。県では、特定非営利活動法人千葉県性暴力被害支援センターちさと及び(公社)千葉犯罪被害者支援センターの2団体をワンストップ支援センターに位置付け、両団体において相談対応等を行っています。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数は、下のグラフのとおりです。なお、相談件数は年々増加傾向にあります。

図表VI-15 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数(千葉県)

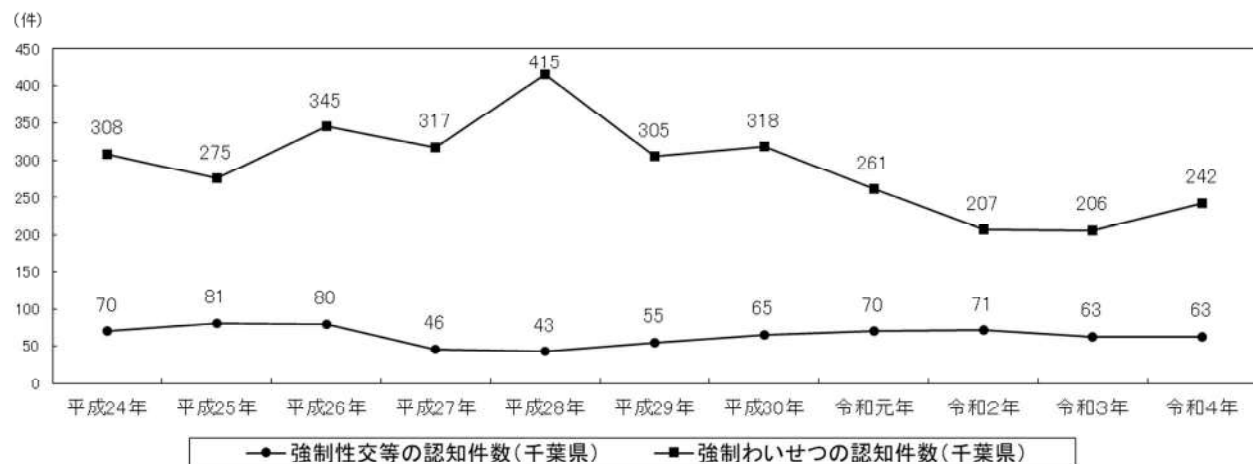


資料出典:千葉県くらし安全推進課

(2)性犯罪の認知件数

千葉県における令和4年の強制性交等の認知件数は63件で、強制わいせつの認知件数は242件であり、前年と比べ、強制性交等の認知件数は同数で、強制わいせつの認知件数は増加しています。

図表VI-16 強制性交等・強制わいせつの認知件数(千葉県)

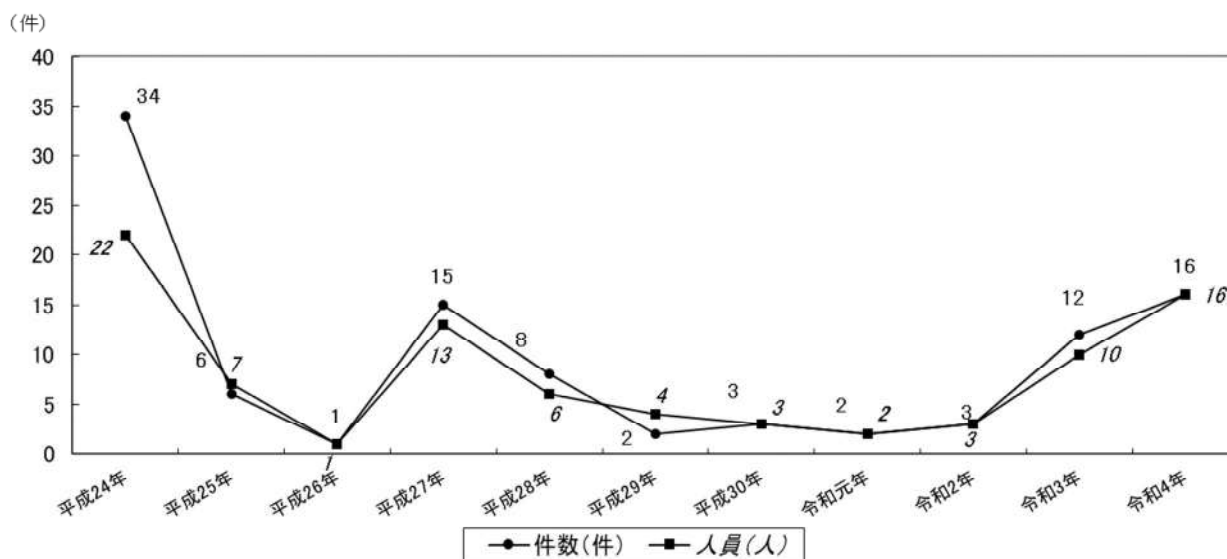


※刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

資料出典:千葉県警察本部

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

図表VI-17 売春防止法違反の送致状況(千葉県)



資料出典:千葉県警察本部

3 ストーカー

千葉県警察における令和4年のストーカー事案の認知件数は737件であり、検挙件数、ストーカー規制法によらない防犯指導等の措置の件数はいずれも前年と比べて増加しています。

図表VI-18 ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県)

(単位:件)

年次	認知件数	検 挙			ストーカー規制法に基づく対応 (警告・禁止命令等・援助)	ストーカー規制法によらない措置 (防犯指導・警ら等)
		計	ストーカー規制法	他法令		
平成26年	600	80	24	56	159	916
平成27年	529	87	29	58	142	847
平成28年	651	113	27	86	125	1,031
平成29年	731	84	20	64	106	1,142
平成30年	532	95	25	70	108	819
令和元年	437	74	16	58	71	707
令和2年	487	85	31	54	102	777
令和3年	610	79	23	56	90	1,000
令和4年	737	88	19	69	87	1,185

※ストーカー規制法に基づく対応については、禁止命令等の件数を遡って追加計上した。

※ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

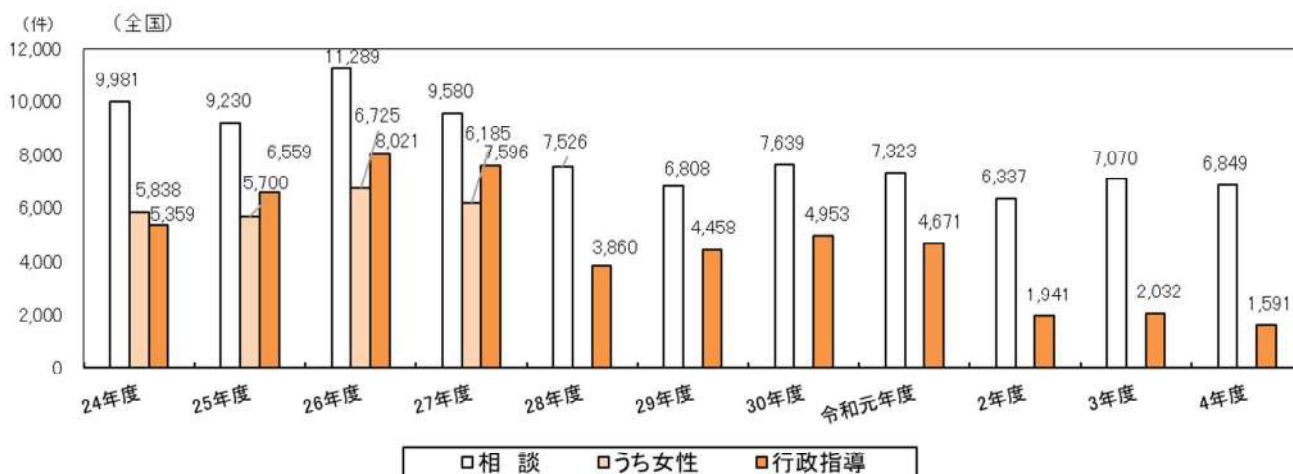
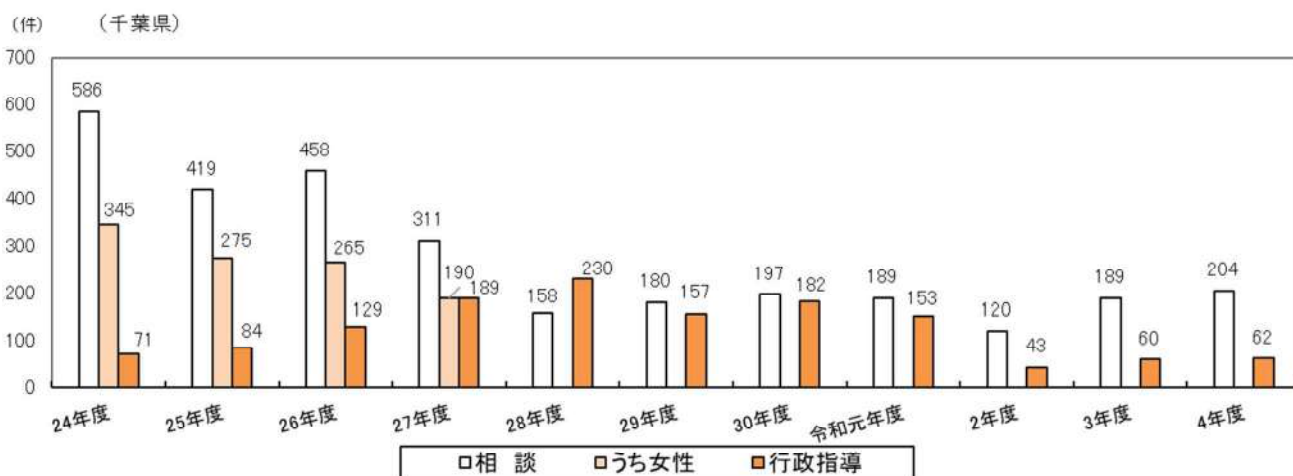
資料出典:千葉県警察本部

4 セクシュアル・ハラスメント

平成19年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主に義務づけられてきた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上必要な措置が拡充されるとともに、紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。そのため、平成19年度に相談件数が急増し、その後は減少傾向にあります。

図表VI-19 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数の推移(千葉県・全国)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国
相談件数	197	7,639	189	7,323	120	6,337	189	7,070	204	6,849
行政指導件数	182	4,953	153	4,671	43	1,941	60	2,032	62	1,591



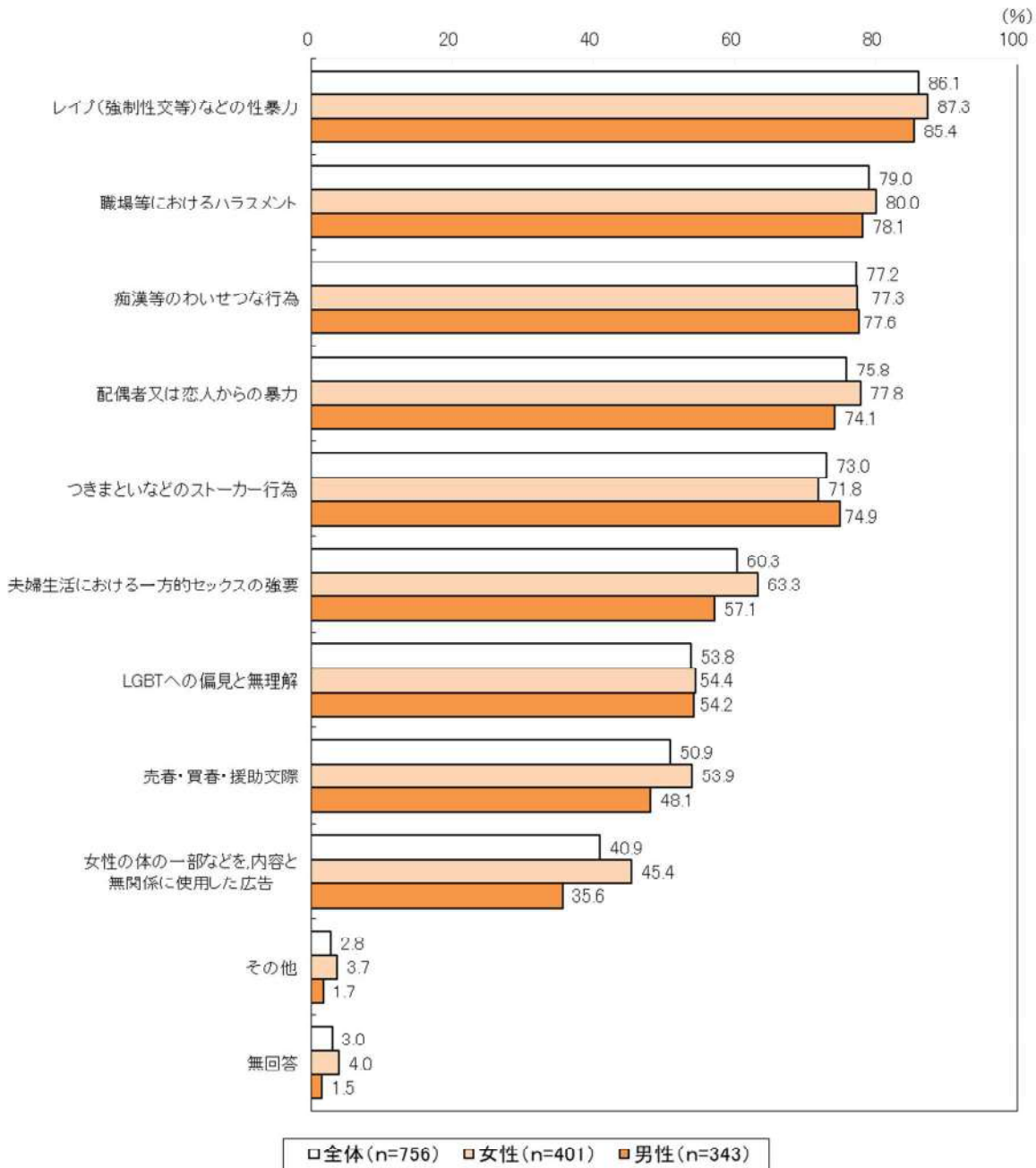
※セクシュアル・ハラスメントについて、平成27年度以前と平成28年度以降で算定方法が異なるため、単純比較できない。
 ※相談者の男女別の件数は把握していない。
 資料出典:千葉労働局 雇用環境・均等室

5 人権が侵害されていると感じること

県民意識調査において、人権が侵害されていると感じることについて聞いたところ、「レイプ(強制性交等)などの性暴力」が 86.1%で最も高く、次いで「職場等におけるハラスメント」が 79.0%、「痴漢等のわいせつな行為」が 77.2%となっています。

性別でみると、「女性の体の一部などを、内容と無関係に使用した広告」は女性が男性よりも 9.8 ポイント高く、「売春・買春・援助交際」も女性が 5.8 ポイント高くなっています。一方、「つきまといなどのストーカー行為」は男性が女性よりも 3.1 ポイント高くなっています。

図表VI-20 人権が侵害されていると感じること(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年 11 月)